

衆議院 環境委員会 議 録 第 五 号

平成三十年四月十七日(火曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 松島みどり君

理事 金子万寿夫君 理事 北川 知克君
理事 関 芳弘君 理事 高橋ひなこ君
理事 武村 展英君 理事 生方 幸夫君
理事 柿沢 未途君 理事 江田 康幸君
理事 井上 貴博君 理事 井林 辰憲君
理事 神山 佐市君 理事 河井 克行君
理事 神田 裕君 理事 木村 弥生君
理事 工藤 彰三君 理事 熊田 裕通君
理事 笹川 博義君 理事 武部 新君
理事 中村 裕之君 理事 根本 幸典君
理事 百武 公親君 理事 福山 守君
理事 古田 圭一君 理事 細田 健一君
理事 三浦 靖君 理事 務台 俊介君
理事 近藤 昭一君 理事 堀越 啓仁君
理事 横光 克彦君 理事 下条 みつ君
理事 細野 豪志君 理事 緑川 貴士君
理事 鰐淵 洋子君 理事 福田 昭夫君
理事 田村 貴昭君

環境大臣 中川 雅治君
経済産業副大臣 武藤 容治君
環境副大臣 とかきなおみ君
環境大臣政務官 笹川 博義君
環境大臣政務官 武部 新君
政府特別補佐人 更田 豊志君
(原子力規制委員会委員長)
政府参考人 小田部耕治君
(警察庁長官官房審議官)
政府参考人 小糸 正樹君
(復興庁統括官)

政府参考人
(経済産業省大臣官房原子
力事故災害対処審議官)
星野 岳穂君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議
官)
小林 一久君

政府参考人
(資源エネルギー庁電力・
ガス事業部長)
村瀬 佳史君

政府参考人
(環境省大臣官房環境保健
部長)
梅田 珠実君

政府参考人
(環境省地球環境局長)
森下 哲君

政府参考人
(環境省水・大気環境局長)
早水 輝好君

政府参考人
(環境省自然環境局長)
亀澤 玲治君

政府参考人
(環境省環境再生・資源循
環局長)
縄田 正君

政府参考人
(環境省環境再生・資源循
環局長)
山本 昌宏君

政府参考人
(原子力規制庁原子力規制
部長)
山田 知穂君

政府参考人
(東京電力ホールディング
ス株式会社代表執行役副社
長)
文抜 誠一君

政府参考人
(独立行政法人国民生活セ
ンター理事)
宗林さおり君

環境委員会専門員 関 武志君

委員の異動
四月十七日
辞任 中村 裕之君 補欠選任 井林 辰憲君
百武 公親君 神田 裕君
福山 守君 神山 佐市君

細田 健一君 熊田 裕通君
下条 みつ君 緑川 貴士君

同日 井林 辰憲君 補欠選任 中村 裕之君

同日 神山 佐市君 補欠選任 福山 守君

同日 神田 裕君 補欠選任 百武 公親君

同日 熊田 裕通君 補欠選任 根本 幸典君

同日 緑川 貴士君 補欠選任 下条 みつ君

同日 根本 幸典君 補欠選任 工藤 彰三君

同日 工藤 彰三君 補欠選任 細田 健一君

同日 辞任 工藤 彰三君

同日 四月十日 氣候変動適応法案(内閣提出第二十七号)

三月二十七日 動物愛護法の改正に関する請願(長尾秀樹君紹
介)(第五七〇号)

同(阿部知子君紹介)(第六〇六号)

同(務台俊介君紹介)(第六〇七号)

同(青山大人君紹介)(第七六六号)

同(古川元久君紹介)(第七六七号)

四月六日 動物愛護法の改正に関する請願(泉健太君紹介
(第八〇二号))

同(逢坂誠二君紹介)(第八〇三号)

同(近藤昭一君紹介)(第八六一号)

同(松田功君紹介)(第八六二号)

同(大西英男君紹介)(第八七六号)

同(吉川元君紹介)(第八七七号)

同(鈴木貴子君紹介)(第八七八号)

同(田中英之君紹介)(第九三四号)

は本委員会に付託された。

四月十六日

海洋ごみの処理推進を求める意見書(香川県議
会)(第一八七六号)

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に関す
る意見書(さいたま市議会)(第一八七七号)

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に関す
る意見書(千葉県船橋市議会)(第一八七八号)

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正を求
める意見書(愛知県豊橋市議会)(第一八七九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

氣候変動適応法案(内閣提出第二十七号)

環境の基本施策に関する件

○松島委員長 これより会議を開きます。
環境の基本施策に関する件について調査を進め
ます。

この際、去る十一日に行いました福島県におけ
る放射性物質汚染対策等に関する実情調査につ
きまして、参加委員を代表して、その概要を私
から御報告申し上げます。

最初に、双葉町に向かう車中におきまして、環
境省から除染と中間貯蔵施設について説明を聴
取いたしました。

次に、双葉町の特定復興再生拠点区域におき
まして、金田副町長から復興再生計画について説
明を聴取した後、避難前の町の状況を踏まえた拠
点整備のあり方、住民帰還時の経済的支援等につ
いて意見交換を行いました。その後、双葉北小学

の校舎の除染作業を視察しました。

次に、中間貯蔵施設の大熊工区において、吉田大熊町副町長及び金田副町長と懇談を行いました。吉田副町長からは、大熊町の特定復興再生拠点区域の計画について説明を聴取した後、復興・創生期間終了後の人的、財政的支援の継続について要望を受けました。また、金田副町長からは、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送量の増加に伴う安全面での配慮等について要望を受けました。その後、復興に向けた住宅政策のあり方、一時帰宅の実施状況、復興拠点における医療、福祉体制のあり方等について意見交換を行いました。

次に、中間貯蔵施設内の受入れ・分別施設と土壌貯蔵施設を視察しました。

当委員会といたしましては、放射線の被曝に留意しながら日々地域の復興再生に向けて御尽力されている全ての関係者の皆様に対し、心から敬意を表します。

また、中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の輸送が、引き続き、地元の御意向を踏まえつつ、福島県の復興再生に向けて円滑に進められるとともに、特定復興再生拠点区域における事業が順調に実施されるよう、当委員会は、会派の違いを超えて、委員会活動を通じて最大限の支援をするべく精力的に取り組む必要があると改めて認識した次第でございます。

以上、視察の報告とさせていただきます。

○松島委員長 この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長長文誠一さん、独立行政法人国民生活センター理事宗林さん、政府参考人として警察庁長官官房審議官小田部耕治さん、復興庁統括官小糸正樹さん、経済産業省大臣官房原子力事故対策処審議官官星野岳穂さん、経済産業省大臣官房審議官小林久さん、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史さん、環境省大臣官房環境保健部長梅田

珠実さん、環境省地球環境局長森下哲さん、環境省水・大気環境局長早水輝好さん、環境省自然環境局長亀澤玲治さん、環境省環境再生・資源循環局長長縄田正さん、環境省環境再生・資源循環局長山本昌宏さん、原子力規制庁原子力規制部長山田知穂さんの出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。中村裕之さん。

○中村(裕)委員 おはようございます。自由民主党の中村裕之です。

中川大臣と議論をする機会をいただいたことに、まずもって心から感謝を申し上げます。

環境委員会では初めての質問となりますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに、省エネルギーについて伺ってまいりたいと思います。

中川大臣は、大臣所信の中で、パリ協定のもとで我が国は世界の脱炭素化を牽引するという強い決意を表明され、徹底した省エネルギーを推進すると述べられております。環境先進国である我が国がこういった立場で決意を持って徹底した省エネルギーを推進するということは、私は非常に大切なことだと思っております。

その徹底した省エネルギーを推進するのであれば、我が国が第一に取り組まなければならない政策としては、サマータイムを導入することであるうと思えます。

世界の先進国ではサマータイムの導入は常識となつていっていると思いますが、OECD加盟国におけるサマータイムの導入状況について伺いたいと思います。

○森下政府参考人 お答えいたします。公表情報を確認をいたしましたところ、現在、OECD加盟国三十五カ国中三十一カ国がサマー

タイムを採用しているものと承知をさせていただきます。

○中村(裕)委員 三十五カ国中三十一カ国で導入されている。アイスランドなどの、白夜のような、夏場の日の長いところは必要がないわけでありますから、導入していない国というのはごく限られていくわけであります。

サマータイムは、兵庫県の明石市の標準時を二時間ないし二時間進めることで、明るい時間帯、涼しい時間帯を有効に活用する取組であります。我が国でもサマータイムの導入を検討したことがあるということは承知をしておりますけれども、どのような検討がなされてきたのか、お伺いしたいと思えます。

○森下政府参考人 お答え申し上げます。

まず、サマータイム導入に関する我が国での近年の議論でございますけれども、平成十年から十一年にかけて、有識者や経済界、労働界などの関係者から成る地球環境と夏時間を考える国民会議、これが開催をされ、検討されたことがございます。

この会議の取りまとめを受けまして、法制化にについても検討がなされましたけれども、サマータイムの社会的評価が分かれる状況にありまして、協議がまとまらず、法制化に至らなかったというふうに承知をさせていただきます。

その後、平成十九年十二月に開かれました中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合におきまして、京都議定書目標達成計画に盛り込まれた対策、施策の進捗状況の評価、見直しが行われた際に、サマータイムについても議論がなされたことがございます。

その審議会における議論でございますけれども、サマータイム導入により、省エネ、それからCO₂の削減につながる、夕方の時間帯の有効活用につながるというメリットがある一方で、コンピュータプログラムの変更、航空、鉄道等のダイヤ変更、信号機の調整等の手間、コストが大きい、残業時間の増加につながる可能性がある、九

州、沖縄などでは日の出が遅いなどの懸念があるという点も指摘をされております。

○中村(裕)委員 十年ほど前に検討され、メリット、デメリットが整理をされたということであります。

その検討の際に、我が国が導入した場合に、省エネ効果も試算をされているのではないかと思いますけれども、どのような数字であったのか、お伺いしたいと思います。

○森下政府参考人 お答えいたします。

先ほど、地球環境と夏時間を考える国民会議が平成十一年の五月に発表した報告書によりまして、サマータイムの導入によりまして、原油換算で約五十万キロリットルの省エネ効果があると試算をされております。

これは、四月から十月までの間、標準時を一時間進めるという設定でございます。その場合、家庭用照明や業務用の冷房等の節約によりまして、原油換算にして約八十六・八万キロリットルの省エネ効果が得られ、他方で、余暇需要の拡大等によりまして約三十九・一万キロリットルほどのエネルギー需要の増加が見込まれるということで、差し引き約五十万キロリットルの省エネ効果という試算結果となっております。

ちなみに、我が国の地球温暖化対策計画や長期エネルギー見通しにおきまして、二〇三〇年度に約五千三十万キロリットルの省エネを実現するとの目安を掲げておりますので、このサマータイムの省エネ効果と試算されました五十万キロリットルは、その約一％に相当するということになりました。

また、サマータイムには、こうした省エネ効果も含めて、国民生活や経済活動にさまざまな影響を及ぼすものと受けとめてもおります。

○中村(裕)委員 プラスマイナスをそれぞれ見ると五十万キロリットルということですが、私の手元には、平成十九年の中央環境審議会に提出された民間委員の資料があります。これの試算では、九十一万キロリットルの省エネ効果がある

ということが示されています、これはどのぐら
いの数字かというと、全国のパチンコ業界が使用
するエネルギーの八五％という数字です。確か
に、目標の％という小さいように思うかもしれ
ませんが、確実に効果が上がる政策だというふ
うに思っております。

こうした試算を見ても、大臣所信で表明され
た、我が国が脱炭素化を牽引するという決意であ
れば、世界の先進国で常識となっているサマー
タイムを日本でも取り入れるべきであります。

確かに、先ほど、沖縄の方で日の出が遅いとい
うお話がありましたけれども、小学校の登校です
とかそうしたことが懸念されると思うんですが、
例えば、本日那覇市の日の出時刻は六時五分、
十月三十一日、一番遅いときでも六時三十七分と
いう日の出の時間でありまして、一時間時計を早め
ることが私は許容される範囲だというふうに思っ
ております。

また、文部科学省に確認をさせていただきまし
たところ、小学校の始業時間は設置者がそれぞれ
決めることができるということでありまして、こ
うした日の出の時間、南北に長い日本列島の特
性の中で、学校の始業時間ですとか、そうした意
味での日の出の時間の差というのは、私はいかよ
うにも対応できる内容ではないかと思っております。

また、システムの改修について言及がありまし
たけれども、既に我が国のグローバル企業は世界
の各システムともつながっており、航空でも金融
でも投資でもそうでしょうけれども、全て世界の
システムとつながっていて、各国のサマータイム
の切りかえに対応している状況であります。我が
国の企業もグローバルなネットワークでグローバ
ルなお仕事をしているわけですから、このシステ
ムの切りかえが障害になるとは私は思えないわけ
であります。

そうした観点でいうと、やはり長時間労働につ
ながるのではないかと懸念が最も強かったの
ではないかというふうに私は感じています。

そうした中で、今、働き方改革を進めようとし
ていて、そうしたことがこの長時間労働の懸念の
私拭につながるのであれば、これはぜひサマー
タイムを我が国で再度検討していく必要があるの
ではないかと私は思っています。

環境問題のエキスパートでもあります中川大
臣、ぜひそうしたことを検討していただきたいと
思いますけれども、所見を伺いたいと思います。
○中川国務大臣 サマータイムにはさまざまな課
題がございます、もちろんメリットもあるわけ
でございますけれども、現時点で、国民の総意と
して、サマータイムを導入するという議論には
なっていないというふうに認識しております。

現在、中央省庁では、平成二十七年年度から、七
月、八月をワークライフバランス推進強化月間と
定めまして、勤務開始と終了の定時をともに一時
間早める、ゆう活を展開しているところでござい
ます。

ゆう活のコンセプトは、仕事を早く終えること
により生まれる夕方の時間で生活を豊かにするこ
うなこととございまして、サマータイムにより期
待できる日中時間の有効活用について、できると
ころから始める取組でございます。

また、民間企業におきましても、ゆう活の取組
は徐々に浸透してきておりまして、厚生労働省が
平成二十七年に行ったアンケート調査によりまし
と、回答を得た企業の半数以上が、始業、終業時
間の前倒し、終業後の労働時間を始業前へシフト
させる働きかけ等を実施しているとのことござ
います。

政府としては、ゆう活をまずやっていくという
ことであり、その上で、サマータイムの導入につ
きましては、さまざまな課題があり、国民的合意
を得なければならぬ問題であろうというふうに
考えております。

○中村(裕)委員 ありがとうございます。

先ほど御紹介した平成十九年の民間調査機関の
資料によりますと、二〇〇七年の当時ですけれ
ども、サマータイム制度の導入について、国民の、

国民つて、調査範囲にもよりまされども、五
七％が賛成、二九％が反対、そういう調査結果も
審議会の方に提出をされているところでありま
す。

ゆう活等で夕方以降の退社後の時間の有効活用
を図るという取組も進められているわけですが、
でも、これが、役所だけじゃなくて、大手民間企
業だけじゃなくて、中小企業や、例えばインバウ
ンドで来るお客様の活動にもつながっていきま
すので、そうした意味では、ゆう活の今の取組状
況、一生懸命されている取組状況と、このサマー
タイム導入のインパクトの違いというのは、明ら
かに大幅な違いがあると私は思っています。

政府の中ではサマータイム制度を検討する機
関が今置かれていないわけでありまして、国とし
ての検討が一時今フリーズされているというのは私
も存じています。しかし、パリ協定のもと、環境
先進国として我が国が省エネに取り組んでいく上
で、世界の先進国各国が取り組んでいるこのサ
マータイムを日本としてもできるだけ早く検討し
て、例えば、四月から十月までの七カ月、一時間
前倒しをするというだけで、パチンコ屋さんが使
うエネルギーの分が丸々に近いぐらい省エネされ
るということには私は大きい話だと思っています
し、まさに、仕事が終わってからの活動が活発に
なる。

このことは、例えば、職場と家庭の行ったり来
たりだけをしているという、電通の女性のよう
な、そういう生活スタイルを変える、社会の変革
につながって、職場と家庭以外の外部の人と接す
る機会がふえることによって、精神的なストレス
の解消ですとか、また、周辺の目がその方の会社
の労働時間の様子に少しでも触れるようなことに
なると、私は、社会変革が起これ、また、そうし
た過労死などの予防にもつながるというふうにも
思っています、大きなメリットがあると思ってい
ます。

しかし、一番これを進めていただけるのが中川
環境大臣だと私は勝手に思っていますので、ぜひ

大臣、これから検討していただけるようお願い
を申し上げます。

そして、次のテーマに移ります。

中国が、どうやら、日本からの廃プラの輸入
日本が中国に廃プラを輸出していたわけですが、
でも、それをしなくなったというお話を聞いてお
ります。このことによつて、私の地元のビニール
ハウス農家の方々が、処理費が上がるんじゃない
かという心配をしているんですけれども、そもそ
も、中国が廃プラの受入れをやめたということは
事実なのか、どんな経緯なのか、その点について
伺いたいと思います。

○山本政府参考人 お答えいたします。

御指摘のありました中国における廃プラスチック
の輸入禁止措置についてですが、昨年七月十八
日付で、中国からWTO加盟国に対して、生活由
来の廃プラスチックを含む四品目の廃棄物の輸入
禁止をするという方針が通報されております。そ
の後、昨年十二月末から生活由来の廃プラスチック
等の輸入禁止が実施されております。

その理由でございますが、中国政府は、これま
で、中国国内の資源不足を補うため、海外から廃
棄物を輸入し、資源として活用してまいりました
が、その処理の過程で環境汚染あるいは国民の健
康影響が生じていたということを理由として挙げ
ていると認識しております。

○中村(裕)委員 実際に去年の十二月から中国が
受入れをやめたということでもあります。

そもそも、日本国内では、ペットボトルを始め
一般廃棄物また産業廃棄物として廃プラが排出を
されてくるわけですが、私たちは、その廃
プラがどんなような処理を国内でされて、海外に
どのぐらい行っているのかということもよく認識
をしていないところがあります。どのような扱わ
れ方をしているのか、お伺いしたいと思います。

○山本政府参考人 お答えいたします。

御指摘がありました廃プラスチックの処理でござ
います、容器包装リサイクル法などの各種リ
サイクル法に基づきまして素材として利用するマ

テリアルのリサイクル、あるいは廃棄物発電等によりまして熱回収をしたり固形燃料化をするといったようなことが行われてございます。

それから、御指摘ありましたように、こうした廃プラスチックのうち一部が輸出をされておりますが、こちらの量でございますが、財務省の貿易統計によりますと、今回お取上げになっている規制が始まる前の二〇一六年の一年間でございすが、約百四十九・二万トンのプラスチックくずが輸出されているという量の統計がございします。

○中村(裕)委員 今、百四十九・二万トンが輸出をされているという答弁でございました。

その大部分が中国に輸出をされているようでありまして、東京新聞の記事を見ますと、例えば、EUでは二百二十四万トン、アメリカでは百四十八万トンと日本と同じぐらいです。EUが多いということですが、国連とWTOの共同調査機関、ITCによると、世界の廃プラスチックの六割超が中国に行っているという状況だそうです。この中国が受入れをやめたということは、我が国のみならず世界に影響を与えていて、EUでは、ことしの一月に、二〇三〇年までにプラスチック容器や包装を全てリサイクル可能にする計画を発表したということでもあります。

こうした対応が求められているんだらうというふうに思いますけれども、私は、中国の受入れ禁止によつて国内でもさまざまな影響が出てくるのではないかと危惧をしているところです。従来どおり国内の回収業者さんが回収をしたけれども、一部行き先を失つてどこかに山積みされていくんじゃないかと、それが高じて違法に廃棄をされるようなことが起こってしまうんじゃないかと、冒頭申し上げましたように、廃プラスチックの処理費が高騰していくのではないかと、心配をしております。

私は心配性でありますから、ちょっとそういう心配をし過ぎなのかもしれませんが、世界の六割を受け入れていた中国が受入れを禁止し、かわりにタイやマレーシア、ベトナムなどの新興国が受

入れをするとしても、中国の受入れ量から見ると、随分少ない数量しか受入れの量はないというふうにも聞いております。

今後我が国にどのような影響が出てくるんだらうかということに心配しておりますが、今後の予想も含めて、我が国への影響についてお答えいただければと思います。

○武部大臣政務官 中村委員の御懸念にお答えしたいと思います。

中国の廃プラスチックの輸入禁止措置による日本国の影響を環境省としても注視しておりますが、これまで中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で不適正に処理されているといった事実については把握しておりません。

一方で、市町村で分別回収されたペットボトル等の資源価格が低下傾向にありますし、また、廃プラスチック処理料金が地域によっては上昇傾向にあるという報告も、自治体や関係事業者から環境省に寄せられているところでもあります。

このように、今後も、中国の輸入禁止措置による国内影響を適切に把握いたしまして、現下の情勢に的確に対応しつつ、プラスチックの資源循環等を更に推進することが重要と考えております。

○中村(裕)委員 一部地域での価格の上昇傾向が見られるということでもありますけれども、現在のところまだ四カ月ほどの期間ですから、これから徐々にそういった影響が出てくるのではないかと、いうふうに思っています。

この問題は、シップリサイクルの問題と共通する部分があつて、中国が、これまでは、世界じゅうの廃プラスチック、それも分別がきちんとされないものも含めて、中国で受け入れて、それを安い労働力で、資源に変えたり、熱利用したりしながらやってきたわけですが、環境の影響また健康への影響が出てきたところ、まさにシップリサイクルと同じような構図にあるというふうに思っています。

そうした中で、人件費も徐々に上がってくる中で、なかなかペイしないという状況もあるんだと

思いますけれども、こうした状況を考えると、これから受け入れてくれるであろうタイやベトナムやマレーシアにおいても、将来的には中国と同じようなことが起こってくるのが十分考えられるわけでもあります。

そもそも、廃棄物をどこかの国をごみ捨て場にするような形で処理するというやり方がどうなのかということ、我々も地球全体で考えなきゃならないというふうには私は思っております。新興国に廃棄物を押しつけるようなやり方を見直していく必要があると思います。

その意味では、国内での処理能力をできる限り高めていくことが非常に重要であるというふうに考えますけれども、環境省としての取組についてお伺いしたいと思います。

○武部大臣政務官 中村委員おっしゃるとおり、国内でのリサイクル体制をしっかりとしていくということが大変重要だと考えております。

環境省としても、国内のリサイクル体制確保を図る観点から、プラスチックリサイクル整備の高度化に対する国庫補助制度を昨年末に緊急的に創設したところであります。固形燃料化設備等の導入補助もあわせて、今年度も引き続きリサイクル体制の整備を支援する予定です。

また、プラスチックの資源循環を進めることは大変重要な課題であると認識しております。このため、ことし前半に閣議決定すべく、現在中央環境審議会において審議を進めていただいておりますけれども、第四次環境基本計画の中で、プラスチック資源の徹底的かつ効果的、効率的な回収、再生利用を含めたプラスチックの資源循環を総合的に推進することを盛り込むべく検討していただいております。

今回の中国の輸入禁止に伴う国内への影響、今、中村委員のお話があつたとおりまだ四カ月でございしますので、今後どのような影響が出てくるかということもしっかりと注視しながら、プラスチックの資源循環が更に徹底されるよう、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○中村(裕)委員 環境省からいろいろ御説明を聞きますと、我が国の廃プラの総排出量というのは九百万トンほどあるそうです。そのうちの百四十万トンが中国に行つてたということで、そう考えると、かなりの部分は、八〇％以上がリサイクル、熱源としてですとか素材としてですとか、そうした形で活用されているところでもあります。しかし、中国の、昨年の七月に方向性を示され、十二月から実施をされたという急激な環境変化というのは、国内の産業が適応するには、相当環境省としてもこ入れが必要だというふうに考えております。

今、武部政務官から、緊急的に高度化設備導入促進事業という事業を取り入れたという答弁がございましたが、これは十五億円という予算のようでありまして、私、まだまだこんな予算では対応できないというふうに考えるわけです。

ぜひ、この第四次の計画に盛り込んでいくことも当然ですけれども、更に予算の充実を図っていただいで対応していただくようお願いしたいと思うんですけれども、武部政務官、いかがでしょうか。決意を述べていただければと思います。よろしくお願いします。

○武部大臣政務官 まず、先ほど私、第四次環境基本計画と申し上げましたが、これは第四次環境基本計画に訂正させていただきます。

今お話しいただきました緊急的に創設いたしましたプラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業などございますが、現在十四件の採択がされております。これからまた、要望をよく調査しながら、この事業も含めてしっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○中村(裕)委員 ありがとうございます。力強い御答弁をいただいたと思います。

我が国は環境先進国でありますから、例えば、公害問題を既にクリアして、そういう経験を積んで、新興国に対してそういう環境技術売り込んでいくこともできるでしょうし、こうした国内で

の処理能力を上げていくことも必要だというふう
に思っています。

ぜひ、こうした世界の流れを敏感に酌み取つて
いたでいて、適切に予算に反映する、政策に反映
する、そうしたことをこれからもお願いしたいと
思います。

その意味では、中川大臣、くどいようですけれ
ども、サマタイムは、私、こたわりがありませんし
て、今本場に政府にそういった検討をする機開も
ないということ自体が、私、いかなるものかと思
っていますので、ぜひ、閣僚間でもそうした議
論をしていただける場をつくっていただいで、我
が国のサマタイムについてこれからお力添え
をいただくことをお願いしたいと思います。

時間となりましたので、質問を終わらせていた
だきます。ありがとうございます。

○松島委員長 次に、生方幸夫さん。

○生方委員 おはようございます。立憲民主党の
生方でございます。

きょうは、四十分質問をさせていただきます。

私も、今、中村委員がおっしゃったように、サ
マタイムは賛成でございます。夏の朝四時ごろ
明るのは本場に無駄だというふうに思います
ので、これはヨーロッパでもアメリカでも取り入
れられているので、何とか日本でも本場に、せめ
て検討する機開をちゃんとつくっていただきたい
など。これは質問には全く関係ない話ですが。

あともう一つ、きのうからいろいろ話題になっ
ている高級官僚の不祥事というんですか、という
のが相次いでいます。環境省にはそんな問題はな
いというふうには思いますが、多くの官僚が真面
目に働いている中、一部の官僚がああいうことを
すると、全体がそうであるんじゃないかというふ
うに思われる。我々国会議員も、一部の議員が不
祥事を起こすと全体がそうであるかのように思わ
れてしまいますので、環境省ではそういう問題は
ないというふうに承知をいたしておりますが、く
れぐれも身をきれいにしていただきますように、

冒頭、お願いを申し上げます。
それでは、質問に入りたいというふうに思いま
す。

先週、委員長と一緒に被災地、見学に行かせて
いただきました。私ももう何回も福島県の汚染地
帯、見学というか訪ねております。

一番最初には、黒い、フレコンというんです
か、あれが大変たくさん並べられていて、これは
とても人間が住めるような状態ではないなという
中から、一年ごとに、行きたびにそれが減って
いつて、今回は中間貯蔵施設というのができた
いうことで、それも見学をさせていただきますし
た。

実際にもう分別作業が始まっていて、一部では
埋立ても始まっているというところで、除染に当
たつては環境省の皆さんには本場に御苦労があつ
たというふうに思ひまして、案内をしてくれた方
は、これはゼネコンの方でしたけれども、もう六
年間もそこにて除染に当たっているということ
で、本場に、現地にいらつしやる方の御苦労とい
うのは大変大きいものだと思つており
ますし、また、そういう方たちの御努力がないと
除染が進まないのも事実でございます。何年か
かるかわかりませんが、引き続き、環境省には、
大変ではございますが、御努力をいただきますよ
うにお願いを申し上げます。

その中で一つ気になっていたことがございまし
て、中間処理施設の脇のところで、汚染土壌を八
千ベクレル以上のものと八千ベクレル以下のもの
に分けていた。今のところ、一緒、混合で埋立て
をしているんですけれども、将来的には、八千ベ
クレル以下の土地については農地に再利用する計
画があるんだという話を現地で聞いたのですが、
これは、いろいろ風評被害等もありますので、八
千ベクレル以下とはいへ、農地に転用して安全性
に問題はないのかどうか、大臣としてどうお考え
になつていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 除去土壌の再生利用につきま
しては、利用先を管理主体や責任体制が明確となつ

ている公共事業等に限定し、追加被曝線量を制限
するための放射能濃度の限定、覆土等の遮蔽等の
適切な管理のもとで実施することを想定しており
ます。

今回の再生利用に用いる土壌の放射能濃度や利
用方法につきましては、再生利用に係る周辺住
民、施設利用者及び作業者の追加被曝線量が、年
間一ミリシーベルトを超えないよう設定してあり
まして、安全上の問題はないものと考えておりま
す。

現在、南相馬市で実施している実証事業におい
て、実際の盛土を造成し、有識者の評価として一
定の安全性が確認できたと考えております。

引き続き、実証事業等を通じて、放射線に関す
る安全性の確認や具体的な管理の方法の検証に取
り組むことといたしております。

○生方委員 非常に、放射能というと、センシ
ティブに国民がなつておりますので、やる際には
くれぐれも安全性に留意をし、人体には影響がな
いということを確認した上で、どういうふうに取り
組むのがわかりませんが、拙速に取り組むの
ではなく、周辺住民あるいは国民の理解を得た上
で進めていただきたいというふうに思っております。

現地の市町村の副町長さんともお会いをいたし
まして、彼らは、除染が終わつた後はインフラの
整備を行うんだ、この辺は工業地帯、この辺は住
宅地というふうな計画を立てていて、その計画に
基づいてインフラの整備を行っている。これは、
地元の市町村としては当然のことであつて、国も
当然それを支援しなければいけないというのは私
もよく理解をしているところでございますが、実
際、私も見てまいりまして、とにかく空き家は空
き家なんですね。

空き家がたくさんあつて、それも荒廃がひどい
状態で、ちよつと前に行つたときはきれいな空き
家だなというふうには思つたんですけども、今
は、もうガラスも破れているし、ドアも破れてい
て中が見えるような住宅がたくさんある。その近

くに、住宅としてこれから開発をするところがあ
つていてということでも、もちろん整備をしなければ
いけないのは事実ですけれども、実際、整備を
されて、そこに人が戻つてきて初めて復興になる
わけで、ただ、本場にそこに戻るかと。例えば、
私がその出身者で、戻りたいというのはわかり
ますけれども、ほかから来てくれる人もいないと
人口はとても維持できないというふうに思ひんで
すね。

前、北方領土を、私、視察をしたことがござい
まして、北方領土、大変厳しい気象環境の中で、
ロシアの方が来ているんですね。何でもこんな
にたくさん来ているのかというふうに聞いたら、
十年間そこにいると年金が出るんだと。普通だと
二十年以上じゃないと年金は出ないんだけれど
も、十年間北方領土にいれば年金が出るからい
て、来ると、子供たちもモスクワの大学とかそち
らの大学に行つていて、こちらで仕事をして、
戻る。だからこの人口が、常に維持されているし、
むしろふえているということがある。

これをまねしろというわけではないんですけれ
ども、やはり被災地に人間が戻つて初めて復興す
るわけで、ただ行つてくれと言つても、なかなか
現実にはあそこへ住めというのはいかなる話
なので、どういうインセンティブがいいのかはま
た別として、とにかく住みたいという動機、ただ
単に整備をされただけではなかなかそこへ戻ら
うという気にはならないはずなので、環境省じゃな
くて復興庁の問題かもしれないけれども、環境
大臣として、戻すためには、せつかくの整備をし
ていくわけですから、何もしないで、戻れと言つ
てもなかなか戻らないのは事実でございます
ので、どうしたらもっと本場の意味の復興がで
るかということについてのお考えをお伺いしたい
と思います。

○中川国務大臣 ただいまの御指摘は、帰還困難
区域における特定復興再生拠点についてのお話だ
というふうに思ひますが、この特定復興再生拠点
の整備につきましては、改正福島復興特措法に基

づきまして、自治体が帰還者数の目標、土地利用に関する方針などを記載した復興再生計画を策定し、国が認定しているところでございます。御指摘のように、住民の皆様は安心して帰還していただくことが重要であると考えております。

環境省といたしましては、各町村ごとの特定復興再生拠点整備推進会議のもとで、自治体、復興庁等と緊密に連携しながら、除染、解体事業を着実に進め、復興再生計画に基づき帰還が進むよう環境の整備に貢献してまいりたいと考えております。

具体的には、住民の方の帰還の御意向、土地利用の御意向等を踏まえまして、工程の調整を行うなど、復興庁や地元町村等と緊密に連携しながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

福島復興再生のさらなる前進に向け、環境省としてもしっかりと役割を果たしてまいります。

○生方委員 人が住んで復興になるわけで、人が帰ってこなければ復興にはならないわけで、その辺はもちろんいろいろな方の意見を聞いていらっしゃるんでしようけれども、例えば、十年後に我々がもう一回行ったとき、ああ、ちゃんとやってくれたんだな、人が戻ってきたんだなという状況にしたいなと思いますようにお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移りたいというふうに思いますが、中間貯蔵施設は福島第一原発をいわば取り囲むような形でできているわけでございまして、福島第一と密接にかかわって生きていかざるを得ないという状況がそこにあるというふうに思います。

東京電力にお伺いしたいんですが、大変なお金をかけて原発を取り囲む凍土壁ができた、もう既に稼働しているという話でございますが、その凍土壁の効果というのはどの程度のものでございましょうか。

○文挾参考人 東京電力ホールディングスの副社長の文挾です。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

ただいま御質問をいただきました凍土壁の効果ということでございますけれども、凍土壁は、サブドレーンとか地下水バイパスといいます、その井戸によるくみ上げと、構内の舗装をしておりますが、そういうことを組み合わせた重層的な汚染水対策の一つとして、汚染水の発生量を低減させる効果はあるというふうに考えてございます。

その効果につきましては、二〇一八年の三月の一日にその評価を取りまとめまして公表をさせていただいておりますけれども、重層的な汚染水対策の進捗によりまして、その結果、降雨による誤差の少ない渇水期で、凍土壁の閉合前の、二年前の同時期と比較いたしますと、一日当たり約五百二十トンから約四百四十トンまで低減、約七三%の低減ということになります。

うち、凍土壁の効果ということになりますけれども、これは解析による推計ということになります。一日当たり九十五トンの効果があるというふうに試算をしております。

以上でございます。

○生方委員 汚染水を少しでも減らさなければいけないのは事実だということに思います。

この間ちょっと報道で聞いたんですが、私も第一原発に何度も伺いました。伺うたびにタンクがふえていて、これはいづれいつぱいになってしまふんじゃないかというふうに心配をしたら、この間の報道によると、三年以内ではもう敷地内で満杯になってしまうというふうに聞いておりますが、この三年以内というのが正しいのかどうか、それから、満杯になった場合、一体どうするつもりなのかをお伺いしたいと思います。

○文挾参考人 お答えさせていただきます。

まずは、先ほど申し上げました重層的な汚染水対策によりまして、汚染水の発生量の低減に最大限努力を怠らないというところでございますが、タンクの容量につきましては、二〇二〇年十二月末までの多核種除去設備での、いわゆるALPSの処理水ということになります。この想定の出

生量は約百二十五万トンに達するというふうに想定してございます。

それに対して、二〇二〇年十二月末には約百三十七万トンの貯蔵容量を確保できる見込みでございます。それ以降は、今後の汚染水の発生状況を踏まえながら、適切に対応させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○生方委員 三年以内に満杯になるという報道なんですけれども、三年以内なのか、二〇二〇年というのには三年以内、二年後ですけれども、一体いつになったら満杯になるんですか。

○文挾参考人 これは汚染水の発生状況によるところでございますけれども、我々としては、その汚染水の状況を的確に把握しながら、今後ともタンクの増設等を考えてまいりる所存でございます。

なお、最終的にはALPSの処理水の取扱いということになるかというふうに思いますが、これにつきましては、国の小委員会が今議論されているところであるというふうに認識してございます。(生方委員「何年後かだけ言ってくればいい」と呼ぶ)ええ。これは、何年後というのは今申し上げる状況ではございせんので、的確に汚染水の方の管理を対応してまいらるということでございます。

○生方委員 最初の汚染水は七年前から出ているわけでございますが、七年前の汚染水と、タンクの中にある汚染水です。今新たにタンクに入られる汚染水、その汚染の度合いというのは減っているんですか、ふえている、七年前は、要するに、今のに比べたら、七年たっているわけですから、少し汚染度は減っているというふうに理解していいんですか。

○文挾参考人 お答えさせていただきます。

七年前と比べますとというふうな御質問でございますけれども、当然ながら、汚染水対策によりまして、汚染水の濃度につきましては低減をして

いるという状況でございます。

○生方委員 低減をしているといっても、きのう聞いた限りでは、ほとんど低減していないということですので。

いずれ、どう間違えても、敷地内はいっぱいになるわけですね。取り囲んでいる中間貯蔵施設の方に汚染水を受け入れるつもりはあるのかというふうに視察のときに伺ったら、そういうつもりはないというふうに言っておりましたので、敷地内が満杯になったとき、一体どうするのかというのが非常に今心配になるわけです。これはいづれ満杯になることは間違いないわけで、三年後か五年後かは知りませんが、なることは間違いないわけで、その後どうするのかということになりますと、東電の会長さんは、いづれは海洋に投棄をしなければいけないというようなことを新聞でも言っております。

本日に満杯になったら、今言ったような論理で、七年前のやつだったら、少し低減しているんだから海に出してもいいだろうというようなことをまさか考えているんじゃないだろうというふうには思いますが、会長はそういうふうにおっしゃっているの、今、東電としては、海洋投棄ということをお考えになっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○文挾参考人 お答えさせていただきます。

今質問のありました会長の発言ということでございまして、これにつきましては、科学的、技術的な見地に基づく認識を述べたものでございまして、最終的な会社としての方針を述べたものではございません。

最終的なALPS処理水の取扱いにつきましては、現在、国の小委員会というところで、科学的、技術的、それに加えて社会的な観点からも、総合的な検討が進められているというふうに認識をしております。

当社といたしましても、トリチウム水を含みます処理水の扱いにつきましては、科学的、技術的な側面のみならず、社会的な安心が前提というふ

うに考えておりますので、この小委員会の議論を踏まえまして、国や地元を始めいたします関係者の皆様の御意見を伺いながら、当社としてしっかりと対応方針を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

ことはいんだって、だから、満杯になったらどうするんだと言っているんだよ」と呼ぶ。ですので、満杯になるかどうかということにつきましても、基本的には、国の小委員会での議論を踏まえまして、今後、しっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

○生方委員 三年ないし、まあ三年か四年か五年か知りませんが、敷地内は満杯になるわけですよ。そのときにどうするのか。海洋投棄をするのか、あるいは、どこかまたほかの土地を確保してそこへタンクをつくるつもりなのか、そのぐらい決まっていなくて困るわけですよ。

満杯にはなるんだって、いずれ。それだから、あなたのところの会長が、いずれ海洋投棄も考えてというふうに通じているんだから。ひょっとしたら、満杯になっちゃって、もうどうしようもないから海に捨てますということになっちゃうんですよ、何も対策をとらなきゃ。あなただって副社長でしよう。もうちょっと責任を持って答えてよ。あれでみんな迷惑しているんだから。海洋投棄なんてことになったら、実質的にその害が出る、出ないはそれはわかりませんよ。だけれども、風評被害で福島の場合はもう魚も何となくなっちゃうじゃないですか。

今、どう考えているんですか。

だから、もう満杯になるのは目に見えているんですよ。私も、行くたびにあれがふえていて、もう敷地がないというふうに通じて、だから、中間貯蔵施設で、あなたたち、受け入れるつもりはありますかと。言ったら、ないと言っているんだから。ないと言っているんなら、どこかへ土地を確保するか捨てるしかないじゃない。それを今決まっていなくて、そんな無責任な話がどこにあるの。無責任でしょう。

きょう質問通告しているんだから、東電としてどう考えるかぐらいきちんと言いなさいよ。

どう考えるかぐらいきちんと言いなさいよ。

○文挾参考人 お答えさせていただきます。

○生方委員 本当に無責任ですね。東電としての方針がなさや、国だって方針を出しようがないでしよう。何でそれができないの、今から。もう三年で

満杯になるというニュースがあったから、これは大変なことになると私だって素人目に思うわけですよ。どうするんだらう、満杯になっちゃったら土地を確保しているんだらうかといったら土地も確保していないし、国の方針を待って決めるって、あなたたちは当事者ですよ。国の方針以前に、我々はどうしたいんだけれども国はどうだろとか聞くのが順序じゃないですか。逆じゃないですか。だから無責任に、三年たつて、もうしようがないから海に捨てようなんてことになりかねないんですよ。

じゃ、もうあなたに幾ら聞いてもしょうがないけれども、少なくとも、東電としてきちんと検討して、何カ月後に、三年、この汚染水の問題についてどうするかという方針を出すぐらい言いなさいよ。

○文挾参考人 御質問ありがとうございます。

○生方委員 東電が信用されないのはそういうところにあるんですよ。あなたらの会社は今国有化されているんだから、実際には。それで、どこかほかのところへ資金を出してみたりとかいいかげんなことをやっていて、結局は消費者から全部転嫁するからそういういいかげんなことをやっているわけでしょう。

あなたたちだって副社長なんですよ。国の方針を受けてどうのこうの、自分の考えの中で、三年後満杯になったらどうするつもりなんですか。国の方針じゃなくて、あなたは自分でどう考えるの。私だって心配するんですよ、三年後に満杯になっちゃったらどうしよう、当事者じゃないのに。当事者が国の方針を待ってと言つて、そんな無責任なこと責任が果たせるの。

あなたたちだって副社長なんですよ。国の方針を受けてどうのこうの、自分の考えの中で、三年後満杯になったらどうするつもりなんですか。国の方針じゃなくて、あなたは自分でどう考えるの。私だって心配するんですよ、三年後に満杯になっちゃったらどうしよう、当事者じゃないのに。当事者が国の方針を待ってと言つて、そんな無責任なこと責任が果たせるの。

いなきいよ、そんなんだつたら、そんな無責任なことをやっているんだつたら。きのう質問通告しているんだから、こういう質問が出るわけわかってはすなのに、何なのその答えは。そういう無責任なことじゃ誰も信用しないよ。まあ、何回聞いたって同じだろうけれども。

次にいきますけれども、更田さんはいらつしゃっているんですか。前の田中委員長はこの汚染水の海洋放出を認める発言をしていたというふうに思っていますけれども、更田委員長はどういうふうにお考えですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理済み水、この希釈の上での海洋への放出ですけれども、これについては私も、前任の田中俊一委員長と同じ考えでございます。

トリチウムを含んだ水につきましては、従来から、事故を起こしていない一般の原子力施設についても行われてきたもので、この濃度基準を守る限りにおいて、トリチウム水の海洋への放出は科学的、技術的な観点からは問題のないものというのが、原子力規制委員会の認識、判断であります。

しかしながら、トリチウム水の海洋への放出については、より重要な問題というものは、やはり、海産物に対する市場の反応であるとか、いわゆる風評被害の問題が最も大きな問題であつて、この点に関しては、解決に向けて、関係者の方々の御意見がきちんと表明された上での議論が大変重要であろうと考えております。

繰り返しますが、原子力規制委員会としては、科学的な判断の限りにおいて、トリチウム水の海洋への希釈放出は現実的な選択肢として決断されるべきものであるというふうに考えております。

○生方委員 ということは、何も、タンクにためないで、そのまま放出すればいいじゃないですか。何でタンクにためているんですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

まず、事故の直後、初期に関しては、処理済み

水がどのような成分を含んでいるか、これはきちんと確認する必要がありますので、いきなり放出するのではなくて、やはり貯蔵してしっかり調べた上でというのがまず最初の段階です。現在では、処理済み水は、トリチウム以外の核種については除去が行われて、問題となるのは、どうしても取り切れないトリチウム水だということが明らかになっております。

ただ、タンクにたまっているそのままでは、やはり、告示濃度制限という制限値がありますけれども、これを満足させるためには更に希釈が必要であります。

ですから、一旦ためるという判断は間違っていないと考えますけれども、このままため続けるというのは、結局、先生繰り返し御指摘になつていくように、持続可能性のある選択肢とは言えませんが、いつかは決断が必要であり、私たちとしては、その決断の時期が来ているものというふう

に考えております。

○生方委員 トリチウムがどのぐらいの害があるのかというのは、それは科学的な知見を多分どこかが持つているんでしょうね。だけれども、一旦貯蔵したものを放出するという、それは希釈をしなければいけない、それを海に流せば、希釈がその何万倍にもなりますよ。だけれども、一旦ためて、危険だからためたものを海に放出をする、それについて理解が得られると思いますか。いえいえ、まだいいですけれども。

だから、汚染されているから貯蔵しているんだから、そんな、汚染されていないなら、貯蔵しないでいきなり出せばいいんだから、もう七年もたっているんですからね。二年もたつたら、どういふものがあるのかというのは全部わかつてい

われたつて、それを国民は納得はできませんよ。それは、更田さんが専門家だから危なくないと言ってくれる、普通の人間は、ためておいたものをまた出すんであつたら、海が汚れるというふう

通の民間会社ですよ。本当に私は無責任だというふうに思っていますよ。

質問が二問目で終わりそうなんですけれども、もう一問させていただきたいというふうに思っています。

に思うのは当たり前前の話で、ほかの海よりもトリチウム量が多い海になることは間違いないわけですよ。それがずっと未来永劫続くわけですよ、廃炉が終わるまで。廃炉はいつ終わるかも、何の見当もつかないんだから、それでいいのかどうかということなんです。

規制委員会にお伺いしたいんですが、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場の安全審査はもう既に終了している、報道によれば、間もなく合格が内定する、合格が内定するという言い方もおかしいんですけれども、合格が内定するというような報道もなされております。

いや、更田さんに幾ら追及してもしょうがないんだ。東電が本来はそういうことをきちんと考えて、国民の皆さんに納得してもらうように話をしながら、みんな国じゃないですか。それなら、経営権ももう手放しなさいよ、みんな国にやつてもらふなら。倒産して、きちんと整理をして、国にやつてもらえばいいじゃない。そうしたら、あなたならみたいな民間人からこんなことを言う必要もなくなくなるんだから。どうですか。

既に「もんじゅ」は廃止が決定をしております。この青森の核燃料再処理工場についても、もう既に二十三期も延期に延期を繰り返しているわけですね。それを再稼働する方向なのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○文挾参考人 お答えさせていただきます。

今、国の小委員会が議論をしておりますので、国の方針ではなくて、国の議論を踏まえて、我々が会社として判断をさせていただきます。そのときに、今、更田委員長からもありましたが、科学的、技術的な問題だけではなく、社会的な問題もござい

御質問にありました日本原燃の再処理施設につきましては、まだ審査が継続をしております、事業変更許可を与えるかどうかの判断に至っているものではございません。

ございます。そういうことも踏まえまして、会社としてきちつと判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

日本原燃は、昨年十月に再処理工場の設備の点検不備を踏まえて審査の中断を申し出ておりましたけれども、本年四月に審査対応の再開をしたところであります。しかしながら、まだ、確認すべき事項が申請書そのものに反映されていない部分などがございまして、まだ審査は継続をしております。

原子力規制委員会としましては、予断を持つことなく、引き続き厳正かつ的確な審査を進めてまいりたいと考えております。

原子力規制委員会としましては、予断を持つことなく、引き続き厳正かつ的確な審査を進めてまいりたいと考えております。

○生方委員 まあ、何度聞いても同じでしょうけれども、無責任ですよ、本当に。あなたたちの会社は、我々が払う電気料によって成り立っているんだから。今は自由化されているけれども、昔はそれは独占なんだから、黙っていたってお金が入ってくるんだから、そういう体質がしみついて入っているんですよ。国会で質問しているんですよ。国の方針が出てからつて、出る前に自分たちで、こうなつたらこうしようという方針を出すのが普

「もんじゅ」がなくなつたんだから基本的には崩れているわけですよ。この再処理施設を動かせば当然プルトリウムができるわけですよ。MOX燃料に全部変えて消費できるのならないですけれども、今の状況で再稼働をほんほんほんするわけにはもちろんいかないわけですから、幾ら動かし、それはプルトリウムが出てきて、もう

今既に四十七トンもあるわけですから、それがど

んどんふえていつて、毎年毎年IAEAの査察を受けているわけですよ。

それで、動かしてしまつた、プルトリウムはどうするつもりなんですか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

プルトリウムの処理につきましては、プルトリウムの消費、処理につきましては、現在運転中の高浜原発三、四号機を含めまして、四基がプルサーマル炉として再稼働済みでございます。また、そのほかにプルサーマルを計画する原発のうち、六基が原子力規制委員会の審査を受けており、安全最優先で再稼働が進みますれば、この消費、プルトリウムの消費が進んでいくものと見込んでおります。

その上で申し上げます、再処理等拠出金法に基づきまして、経済産業大臣が再処理事業等の実施計画を認可することとしておりまして、プルトリウムの回収量につきましては、経済産業大臣が責任を持ってコントロール可能な仕組みとなつていくところでございます。

今後、万が一、利用目的のないプルトリウムは持たないとの政府の方針に反するような実施計画が策定される場合には、当然のことながら、これは認可しないというように対応していきたいというふうに考えてございまして、プルトリウムにつきましては、利用目的のないものは持たないという方針に基づいて、適切な管理と利用を行つてまいりたい、このように考えているところでございます。

○生方委員 プルトニウムはもんじゅ原燃の材料になるわけ、だからこそ査察の対象になるわけ、日本だから大丈夫だろうというふうには思っている国はたくさんあるでしょうけれども、昨今の事情を考えれば、無駄にプルトリウムを抱え込んでいれば懸念を抱く国も当然あるわけで、その辺も踏まえて原子力政策を考えないと、ただ単に経産大臣が許可すればこうなるんだと言つたつて、なかなか、いずれは理解を得られなくなつて

そうすると、全ての原発が震災以降みんな閉じられていたわけですよ。だから、経年劣化ということを考えますと、ほかの原発もみんな経年劣化する危険性があるのではないか。今回の場合

その都度その都度、安全性への影響を見きわめて、事業者が適切に対応することを確認していくて、事業者が適切に対応することを確認していき

は玄海発電所だけに限ったものではないと思つて
あります。

素、窒素酸化物、硫黄酸化物がどんどん出てくる。一方で、電気自動車は確かに電気をつなぎま

中和というのは、要するに酸性とアルカリを中和していくということになりますけれども、上流

から流れてくる川の水というのはpH一、つまり酸性が強い強い、一と二の強い強いわけですからね。川の水がどンドンどンドン流れていきながら、そこに石灰石粉とかを入れていくと、その流れた三口ほど先に行くと、中和反応がどンドン促進されていくと、その一番下の品木ダムまでたどり着く。このダムに入る前だとpHが約五・五ぐらいになっていることですね。つまり、水素イオン指数が上がっていくということ、これは、酸性はどンドンどンドン落ちていく、これが中和事業だと思います。

こういうのは非常に、対応しなきゃいけないことをこれから末代まで続けていかなきゃいけないということが前提になっています。

今、酸性雨がもたらしている被害、これについて、農業、森林を含めて、まず最初にちよつと把握されていることを御報告いただきたいというふうに思います。お願いいたします。

○早水政府参考人 お答えいたします。

御指摘の酸性雨による被害につきましては、環境省におきまして、酸性雨長期モニタリング調査の中で検討しております。

その結果によりまして、酸性雨による生態系への影響として、今御指摘の森林の植生に関しましては、樹木の育成状況の変化等が見られた地点もありますけれども、樹木の成長量の観点から見ると酸性雨による森林全体の衰退、そういったものは確認されていないことでございます。

今後とも、酸性雨の状況や森林などへの影響を把握するためのモニタリングを環境省として継続していきたいと考えております。

○下条委員 まあ、長くかかるんですね、簡単に言えば。要するに、目の前に煙がどンドン出ているような状態であると、それが何だと。また、水がどろどろになっているのは何だ。これは急性期ということだと思ふんですね。だから、酸性雨というのは非常に長い時間をかけていくものですか、今おっしゃったように、モニタリングを含めて、環境省が本当にこれから日本を支える、健康

被害を含めて、後でまた健康被害は言いますけれども、支える重要なモニタリングになると思いますので、ぜひ精魂込めてやっていただきたいというふうに思います。

そこで、酸性雨は、釈迦に説法ですけれども、最初、降り出しは、大気中の濃い酸性を降らしているのが、最初の段階は強いわけですね。どンドンどンドン降つていくと、だんだん大気中の酸性が、下に落ちてきて薄れていく。これはそのとおりだということに思います。

私どもの長野県は、雨だけじゃなくて、実を言うとも雪がありまして、大臣は東京でございますけれども、やはりばりの東京、税担当でございますけれども、雪というのは、実を言うと、降つて、上にあるやつはどンドン下の方に行つてたまつていつちやうんですね。解けなくてたまつていつちやう。じゃ、いつ解けるかという、これは当然、暖かくなる、最近はずよつと温度は不順ですけども、春先から解け出して、そこに乗つたっている酸性物質がどンドン解け出していく。これは、逆に言えば、当然河川の方にその酸性の強いものは解け出していきますから、これが、サケの稚魚がちょうど河川にいるところで、ぶち当たつてくるというふうに思っております。

この酸性雪というものについて、環境省、今、東京でさえ雪は降りますからね、がつがつ。だから、そういう意味では、私は、雪についても、これだけ不順な天候が続いているのであれば、今局長がおっしゃったようなモニタリングを含めた中にも入れていただいて、長期的に見ていただきたいんですよ。

特に、今言ったように河川に影響してくると、それはもう、おっしゃったように、森林もあるし、農業の用水にも関係してくるし、私も来月上旬に田植をしますけれども、そういうところにいるいろいろな影響がだんだん出ていく。このだんだんという部分がちよつと日本は、まあ慎重なんですよ、うけれども、もう少しスピードアップしていただきたいと思うんですが、この酸性雪の影響に

ついてもし把握しているものがあれば御報告いただきたいというふうに思います。

○早水政府参考人 お答えいたします。

酸性雪による影響ですけれども、特にそれに絞つた形でモニタリングを行つたり調査研究を行つたりはしていません。

ただ、平成十五年から十九年度にかけて実施しました環境省の酸性雨長期モニタリング報告書の中で事例として取り上げられておりまして、そこによれば、酸性雪による河川への影響としまして、山間部の融雪期にあります四月あるいは五月に最も低いpHの値が記録されることが多いという報告がございます。

○下条委員 それは、今やつていないと言われちゃうと私も寂しいんですよ。

今おっしゃったように、十五年から十九年といえは十年以上前の話ですよ、十一年以上前といううか。ですから、これは一つのプレゼンです、僕は。環境省はよくやつていっていると思いますけれども、プレゼン。そういう意味では、酸性雪についても、今後ぜひ、大臣、十一年前で区切つていないで、その後もいろいろ出て、今これだけ環境変化がありますからね。九州で雪が降つたり、北海道がく暑くなつたり、わけがわからない。そういういろいろな、地球の軸がずれたり、いろいろな環境汚染によつて出てくる中に、雪というのは堆積時間が長いので非常に危険度が高いかなというふうに思いますが、ぜひ、今後モニタリングを再開していただいて、雪国もしくはそれに類するところについてもきちつともう一度やつていただきたいと御要請しておきます。

それから、きょう、ちよつとお手元に、資料で、酸性モニタリングというアジアの部分の表があるというふうに思います。

これは、カラーであると思ひますのでわかりやすいとは思ふんですが、簡単に言えば、右上にあるpH、水素イオン指数が、上のほど、薄い色ほど酸性が強くて、下に行く、赤、六・〇とかというふうになってくると、水素イオン指数が高いか

ら酸性が低いよという表であります。

これを見ていただくと、大臣、おわかりになると思うんですが、日本って高いんですよ、簡単に言えば。アジアの中で何か高そうだと思う地域が意外に酸性雨が低くて、雨に含まれる酸性ですね、日本というのは、見ていただくと、全部、北海道のつべんから、ここであつて四国や中国地方まで全部高いです、アジアと比べて。私はこれを見て、あれつな思つて、ちよつと残念だったんですけれども、これだけ頑張つておられるのに、やはり最初に御指摘したとおりで、若干やはり長期的な部分に対する、何でもそう、目、目の前で、血圧が高くて、足にけがをしたら、まず足にけがをした方へいくというのは、これはわかります、急性的にね。ところが、血圧が高い方を治していかないと、これは本當に致命傷になつてしまふということなんです。

だから、私は、ざつくり言つて、大臣がこれを見て、環境省として、日本がアジアの中で最も酸性雨が高地域に国民の皆様が、お子様とお年寄りを含めてお住まいになつていっていることに対して、ちよつと通告していませんが、もし御意見があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○中川国務大臣 今、御指摘の資料を拝見させていただきます。

東アジア酸性雨モニタリングネットワークというのがあるんですが、ここで収集されております東アジア十三カ国のデータの中では、日本の雨のpHは他の国と同程度か若干低い値を示しております。

一般的に、雨のpHに影響を与える原因物質はいろいろございまして、国内由来のもの、国外由来のものがございまして、複合的な影響ということになろうかと思ひます。

したがいまして、これからは、現在、この東アジア酸性雨モニタリングネットワークにおいて、各地の酸性雨の原因についての解析が進められていくところがございますけれども、引き続き、同

ネットワークにおける活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

○下条委員 大臣、ありがとうございます。

何度も言いますが、環境で致命的になるものは年月がかかる。と同時に、気候はしつかりと人間にこういうシグナルを出しているわけですね。

私は、このシグナルの根にあるのは、大臣がいろいろ出られている環境会議もそうです。他国に對してきちつとやうという事はなさっていると思います。それは尊敬に値いたします。それと同時に、国内でできることは、長い間にいろいろな意味で堆積をしていくわけですね、それが突然、どんと出たときに、何をやっているんだと言われないようにしなくちゃいかぬというふうに思いますので、ぜひこれをブラッシュアップ、スピードアップしていただきたいということを御依頼申し上げたいというふうに思います。

次に、これまた根っこになっている物質の名前なんです、光化学オキシダントについてちよつとお聞きしたいというふうに思います。

先ほど申し上げたガソリンとか溶剤などに含まれる揮発性有機化合物、いわゆるVOCが、自動車や工場からの排気ガスに含まれている窒素酸化物と太陽からの強い紫外線を受け、つくり出される。光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについてお伺いしたいというふうに思います。これは非常に悪質な物質であります。

二〇一六年の光化学オキシダントの測定局は、一般局が千四百十三で、自排局が二十九局、このように承知しておりますが、まずは、環境基準の達成状況についてちよつとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○早水政府参考人 お答えいたします。

光化学オキシダントの環境基準でございますが、一時間値が〇・〇六ppm以下であることを定められておりまして、一年のうち一度でもこの値を超過した場合には基準非達成となるという評価をしております。

この結果、平成二十八年度の光化学オキシダントの環境基準達成状況は、一般環境大気測定局では〇・一％、自動車排出ガス測定局では〇％となつておりまして、依然として低い状況が続いております。

なお、長期的な改善傾向を別の指標で見ると、先ほどのVOCの排出削減規制を開始した平成十八年から、高濃度域における光化学オキシダント濃度は低減傾向にあることを確認しております。

○下条委員 大臣、お聞きになったとおりで、測定局が調べた二十八年度の達成が、〇・一％が一般局で、自排局、自動車の方は〇％なんです。

これは、ある意味では正しくなくちゃいかぬじゃないですか。私はそう思います。達成〇・〇％なんというのをそのままほつておいたのでは、こんなレギュレーションを置かない方がいいですよ。そうですよね。その辺、どうお考えになりますか。

○中川国務大臣 環境基準につきましては、国内外の科学的知見に基づき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、当時の中央公害対策審議会における議論を経て設定されたものでございます。

この光化学オキシダントの環境基準は、一時間値が〇・〇六ppm以下であることと定められておりまして、確かに、一年のうち一度でもこの値を超過した場合には基準非達成と評価されるわけでございます。厳しいといえますか、こういう評価基準でいきますと、環境基準の達成率としてはなかなか改善されない結果が出ているということとは事実でございます。

ただ、今局長が答弁いたしましたように、他方、光化学オキシダントの長期的な傾向を別の指標で見ますと、高濃度域では濃度の低減傾向が確認されているところでございます。いろいろな汚染物質の排出状況の変化などございまして光化学オキシダントの低減を妨げる要因もございませうけれども、引き続き、今まで蓄積してきた科学的知見を踏まえまして、光化学オキシダントの原因

物質のより効果的な排出抑制対策を検討して、必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

○下条委員 数字はうそをつかないというか、今おっしゃった高濃度の地域では若干いいけれども。だけれども、私の学校時代の成績みたいな零点とか〇・一みたいな、そんな達成状況では、これはとても、はい、大臣、この分野すばらしいです。ねと私は言えないんですよ、大臣。

これは私は非難をしているわけじゃなくて、頑張っているのはわかるんだけど、これだけ達成率が低いということであれば、それは省を挙げず、ぜひ取り組んでください。これは絶対後で来ますよ、光化学オキシダントについては。必ず後で来る。

だから、今のうちにこうやって審議で、議事録にも残っているし、やっていることを踏まえて、ぜひこれ、スピードアップで、原因追求というのは、外部要因もおっしゃったけれども、また、高濃度の地域は下がっているとおっしゃったけれども、全体として達成していないというところは、それなりに、指示過程がどうなっているのかなという疑問も僕は持っています。

そこで、オキシダントの注意報等発令延べ日数と、被害届人数の推移というのがあります。これは、教育機関で集計されたという話もあるんです、保育園とか小学校、中学校、高校の。注意報がばばばと出たときに、被害届との関係関係というのが出てくると思うんですが、その関係の数字をちよつと教えていただきたいというふうに思います。

○早水政府参考人 済みません。関係関係についての数字は、特にございません。

○下条委員 私の手元には、日数と被害届人数の数字は来ています。それはありますか。

○早水政府参考人 一例を申し上げますと、平成二十九年の直近の数字でありますけれども、注意報の発令延べ日数は、十八都府県で八十七日でございます。ちなみに、その前年の平成二十八年は、十六都府県で四十六日ございました。

被害届出状況でございますけれども、平成二十九年は五県で二十人という数が報告をされております。

○下条委員 なかなか、環境問題の被害というのは、大臣、難しいと思うんですよ。頭が痛いとか、何か目がしょしょば、僕も実は、済みません、きょうは花粉症で、鼻が詰まっていて聞かにくいかもしれません。

被害届というのはなかなか難しいんですけども、これというのは、ある意味で、例えば、工場のそばに学校や保育園があったり、老人ホームがどこかばい煙のそばにあったり、よくわかりません、いろいろな状況は。そういうことを踏まえていくと、やはり、注意報が出て被害届までいくという連係の数字に僕はこれはなっていないと思うんですよ。つまり、出す人が、本当にこれがオキシダントの被害か、黄砂なのか、後で言う二・五なのかわからない。

だから、私は、先ほど言いました達成の部分についてきちつと推し進めていかないと、地方自治体含めて、環境省が旗を振って推し進めていけば、そこで、削減することによって、いろいろなミックスされた環境汚染の要因について、ある意味で少しづつトンネルの外に向かっているんじゃないかと僕は思うんですよ。なかなか、これだから目がしょしょばと、明確に二対一というふうな環境汚染というのはできないと思うんですよ。だからこそこういう結果になっていると思うんですよ。

つまり、発令がばばばと出ているのに、実を言うと、発令が出るというのはその地域全部に出ているわけですから、それに対して被害が二、三十件しかないというのは、つながっていないんですよ、その部分が。そうしたら、その原因となる部分の測定値をオーバーしたところにきちつと勧告、指導していくべきじゃないかなというのが僕の提言です。大臣、いかがですか。

○中川国務大臣 御指摘のように、被害の状況につきまして、例えば、小中学校等における被害の

状況の集計方法については、各都道府県等に委ねているところがございます。ですから、御指摘のように、健康被害の状況につきまして、いろいろばらつきが出てくるということではないかと思えます。そういう意味では、今先生御指摘のようなしつかりとした対応をとるということが大事だ、そういう認識のもとで、今後とも環境政策を進めてまいりたいと考えております。

○下条委員 なかなか、その委ねているところがポイントだと思うんですね。

何回も申し上げますけれども、やはりリーダースhipを持つていただいて、なかなか被害を屈けないけれども、頭が痛い人、目がしょぼしょぼして、ぜんそくになる人、後でちよつとまたいろいろ時間の範囲内言いますけれども、出てきているので、だからこそ、都道府県で財政が苦しい中でいろいろやっていける中を、きちつとやはり指導をしていつていただきたいというのが僕の要請であります。ぜひ大臣、リーダースhipを持つてやっていただきたいと思ひます。達成率が悪いですからね。

次に、PM二・五の問題であります。

先ほどからいろいろ言っている中で、PMといふのは、物が小さいものですからそういう言い方になっていきますけれども、物が燃焼したときに、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等の大気汚染物質が紫外線等によって化学反応で粒子化したもので、紫外線とぶつかつてですね。また、ボイラーや焼却炉などのはい煙が発生する施設であつたり、コークスとか鉱物の堆積物場等の粉じんが発生する施設、また、自動車、船舶や航空機などによつて、またさらには、黄砂とか土壌とか海洋、火山等の自然由来のものが発生源となつていふと認識してあります。

そこで、私は家庭内でもあると思うんですね、二・五というのは、例えば、喫煙をしたり、飯をつくったり、ストーブを。発生しています。家庭の中でどんどん皆さんやっていけるんですよ。

まずは、この人体への影響なんです、ちよつとこれは私の手元に、出していませんが、国立環境研究所で、PM二・五と黄砂が循環器とか呼吸器疾患に影響するといふ資料があつて、心筋梗塞とか、いろいろなものにどんどん影射してしまふんじゃないか、非常に発生率が高いと。黄砂が発生したりそれからPMが発生したときに、その地区でぜんそくとか心筋梗塞が多く出ているということもありますが、この辺、環境省として、どの程度この状況について捉えられているか、御報告いただきたいというふうに思ひます。

○早水政府参考人 お答えいたします。

今御指摘のPM二・五、微小粒子状物質でございますが、これは、粒径が小さい、それから、そのために肺の奥深くまで入りやすいということで、気管支炎や肺機能の低下、肺がんのリスクの上昇など、呼吸器への影響がございます。また、心臓や脳血管の疾患など、循環器系への影響との関連も国内外の科学的知見において示されているところでございます。

さらに、今御指摘のように、黄砂が健康影響に追加的に影響するんじゃないかという研究がなされていふことも承知はしております。

環境省では、先ほど申し上げました微小粒子状物質の健康影響に関する知見などを踏まえまして、平成二十一年にこのPM二・五に関する環境基準を設定しているということでございます。

○下条委員 まさにそのとおりだと思ひますね。まさにそのとおり。

これは、私は最初ちやつと言ひましたけれども、アメリカなんかでは、例のハーバード大学がもう九三年に、このPM二・五について研究結果を得て、それをどんどん発信していつていけるんですね。日本の場合、いろいろな、審議会だ、ほうだ、はあだと、それもわかる。日本の国内でどうかをもう一回調べ直さなくちゃいけないということでもあるんだと思ひますが、これだけ健康被害がある調査結果が出ていふのであれば、私は、PM二・五の原因物質の一つとされていふVOC

等の原因物質を排出する事業者があると思ひますね。これがやはり、実を言つて、僕がいつも言ひたいのは、対症療法は誰でもできるんですよ。やはり、大臣にリーダースhipをとつてもらひたいのは根治療法です。根っこにあるところをどうやつて潰していくか、ここだと思ひますね。

都道府県に対して、このVOCの原因物質を出しているのは届出制だと理解してありますが、これで間違いありませんか。

○早水政府参考人 お答えいたします。

VOCにつきましては、大気汚染防止法に基づく直接規制それから事業者の自主的取組とのベスミックスということで行つておりまして、直接規制につきましては、大気汚染防止法に基づきまして、一定規模以上の規制施設を設置して揮発性有機化合物を排出する者に対して、都道府県への届出、排出基準の遵守などを義務づけていふところでございます。

○下条委員 大臣、この二・五というのは、大臣も御親族とかいろいろいらつしやと思ひますけれども、入り込むと起きるわけですよ、実際に。僕のところにも調査機関からの数字が全部来ていふます。それで、僕は、根治療法を、やはりリーダースhipをとつてもらひたいんですよ。

直接的な今おつしやつたけれども、やはり業者に對する、届出、そしてそれに対する違反、それに対するチェック機能というのがPDCAで必要だと思ひますが、僕は、特にこの二・五については、必ずかぶつてくると思ひつていふます。酸性雨というのは、実を言つて、さつき言つた水素イオン指数ですけれども、二・五というのもこれに比類して、気候とか風の流れとかいろいろなもの、日本がかぶつてきていふと僕は思ひつていふますよ。

そういう意味では、二・五を排出する事業者、VOC排出等ですね、に対する規制を強化してはどうかと思ひますが、大臣の御所見をいただきたいと思ひます。

○中川国務大臣 環境省といたしましては、我が

国における微小粒子状物質、PM二・五の健康影響を適切に把握するためには、諸外国の情報はもとより、日本国内の科学的知見を十分参考にするのが重要であると認識しております。

このため、平成十一年度PM二・五の健康影響に係る調査研究を開始いたしまして、その調査の一環として、平成十三年度から五年間の長期疫学調査等を実施いたしました。平成十九年に一連の調査研究の結果を取りまとめ、この結果を含むさまざまな科学的知見を踏まえ、平成二十一年に環境基準を設定したところでございます。

環境基準の検討におきましては、諸外国の知見や情報だけでなく、諸外国と我が国では環境大気中の濃度や健康リスクの状況に差異があることを考慮し、日本国内における研究調査の結果等も参考にすることが重要だと考えておりまして、引き続き、WHO等の国際機関や諸外国における最新動向についても参考にしつつ、国内外における科学的知見の集積に努めながら、迅速に大気環境基準の設定等を検討してまいりたいと考えております。

○下条委員 まさに、おつしやつていただいてあげがとうございます、実際に被害がもう出ています。これを御指摘しておきたい。

それについて、十五年か、十五年、十九年やつて、二十一年に環境基準。私も環境委員会は初めてなので初めて聞いたんですけれども、環境基準といふのは一番要するにバイブルになるわけですよ。それは大臣のリーダースhipでできるわけですよ。更に厳しくしていく、もつとスピードアップしろ、モニタリングをもつと持つてこいといふのはできるわけです。

ですから、ぜひ、今の部分についてリーダースhipをとつていただいて、できるだけ堆積が多くならないうちに、子供たちや国民の皆さんの健康を含めて対応していただきたいというふうに御要請しておきます。

それから、時間があとちよつとしかなくなつちやつたんですけれども、さつき言つた、室内

で、灯油ストーブ、まきストーブ、料理とかをしている、この部分の健康に対する影響について捉えられているかどうか、国民生活センターの方にちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○宗林参考人 お答えします。

私も国民生活センターでは、二〇〇七年当時に、石油ファンヒーターによる室内環境汚染についてテストをしております。

石油ファンヒーターは、その当時、冬場の暖房器具として最もよく使われておりました。その一方で、全国の消費生活センターには、使用に伴い、目や喉がひりひりするなどの相談が数多く寄せられておりました。

そこで、灯油を燃焼し、熱と燃焼ガスを室内に排出する石油ファンヒーター、これは固定型ではなくて家の中で動かせるものという意味でございますが、そういったものを使用した際の室内の空気汚染について調査をしたものでございます。

その結果、二酸化窒素の室内濃度は、短時間であれば健康に悪影響を及ぼさないであろうとされている濃度、これは〇・一から〇・二ppmとされておりませんが、これを、着火しましてから十分前後で超える、あるいは二酸化炭素も、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の基準、〇・一％、これは一〇〇ppmでございますが、これを着火後十分以内に超えるというような結果でございました。

あわせて、室内濃度指針が個別に設定されている揮発性有機化合物、VOCでございますが、関係あるホルムアルデヒド等を含めまして六物質について調べていますが、これは、個別には指針値を超えるものはございませんでしたが、室内の空気質の状態の目安となる総揮発性有機化合物という言葉、TVOCと呼ばれるけれども、この濃度は暫定目標値を超えることがあったという結果でございます。

以上です。

○下条委員 ちょっと時間もあれしてきたんですけれども、身近な問題という意味では、今報告が

あった、二〇〇七年というからちょうど十年ちょっと前の数字だと思えますけれども、十年前からいろいろ動き出している。これはもう、それはそれでいいと思うんですが、更にモニタリングを含めてやっていただきたいと同時に、今はファンヒーターの話だけですよ。ファンヒーターというのは、ちょっと、簡単に言えば、僕たちの地元の方では、どちかというときまきストーブとか灯油ストーブとか、更にもっと室内状況を悪化させ、また料理もそうですね、これは女性の皆様も含めて、料理をやる、それによっていろいろなものが発生しているわけですよ。

この辺も、今後の、生活センターだけじゃなくて、環境省として、国内、海外、室内というふうに分けて、室内も、工場だけしか今まではちょっと対応していないんですが、家庭内からもいろいろな意味で発生していることをモニタリングしていただいて、それが実を言うと、三キロ先の事業所のせいじゃなくて、あなた御自身の家の、料理をやったりファンヒーターをやったりそれからまきストーブをやったり、それが影響しているんですよというふうにも持っているわけですよ。それがひいては、厚生労働とも関係してきますけれども、国民生活の健康に密着してくるというふうに思いますので、今の数字は十何年前のものでございまして、ぜひ、そういうところを踏まえて、大臣がリーダーシップを持ってやっていただきたいというふうに思います。

もう質疑時間が来ちゃったものですから、まだちょっと質問事項はあるんですが、最後に、今の件について大臣の御所見をしてお聞きしたいというふうに思います。

○松島委員長 質疑時間が終了しましたので、簡単に。

○中川国務大臣 環境省では、室内でのPM_{2.5}の汚染状況については把握しておりますので、それによる健康影響についての検討は現在の科学的知見を集積することができれば、それを踏ま

えた検討を行ってまいりたいと考えております。

○下条委員 ぜひ、大臣の今のお言葉を信じてお

りますので、それを含めて検討していただくことをお願い申し上げます。

○松島委員長 次に、鰐淵洋子さん。

冒頭、松島委員長からも御報告がございましたが、私もこのたび、環境委員会の視察ということで福島県の方に行かせていただきました。お忙しい中、双葉町の金田副町長、また大熊町の吉田副町長、福島地方環境事務所、そのほか関係者の皆様に対応していただきました。心より感謝を申し上げます。

復興支援につきましましては、昨年的一般質疑でも取り上げさせていただきましたが、今回、私自身も、中間貯蔵施設の現場や、双葉町、また大熊町を視察させていただきました。環境委員会に所属をされている一人といたしまして、この復興支援に最後まで責任を持って取り組んでいかなければいけないという決意を新たにさせていただきます。

復興期間は終了いたしますが、双葉町と大熊町の特定復興再生拠点の区域の取組はまだ始まったばかりでございます。これはそれぞれの副町長がおっしゃっておりますが、双葉町も大熊町もそれぞれ、町に帰還したいという町民の皆さんに対しての問いに対して、帰還はしないか答えた方がいらついたり、また、決まかねている、そういう方も多いということでございます。これは、お子さんの学校の問題であったり、また、本心に安全なのか、生活できる環境が整っているのか、そういう不安を持っている方がたくさんいらっしゃると思います。

そして、そのほかにも、それぞれ皆様には御事情があると思いますので、できる限り、町役場の

皆さんの御意見はもちろんでございますが、町民の皆さんの声を丁寧聞いていただきたいと思いをしました。そして、最後まで寄り添って支援を続けていただきたいと強く改めて要望いたしますが、まず、復興庁の皆さんに、最後まで支援に取り組んでいくということで、どのような取組をしていただけるのか、改めて伺いたいと思います。

〔委員長退席、北川委員長代理着席〕

○小糸政府参考人 お答えいたします。

福島の復興につきましては、まずは、復興庁が設置されている二〇二〇年度末までの復興・創生期間においては、できることは全てやり遂げるという気概を持って、復興に全力で取り組んでまいります。

その上で、福島の復興につきましては、御指摘ありましたように、双葉町、大熊町始め、帰還困難区域を抱える特定復興再生拠点の整備など、中長期的な対応が必要なものもございます。そういった意味で、復興・創生期間後も国が前面に立つて取り組む必要があるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、引き続き、現場主義に徹して、被災地の意見をよく伺い、被災地に寄り添いながら、復興の司令塔として復興を加速させていく、そういう決意で取り組んでまいります。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

繰り返しになりますが、それぞれの地域によって、また個人個人によっても、さまざまな状況、また不安な思いを抱えていらつしやいますので、今おっしゃっていただいたとおり、最後まで寄り添っていただく、責任を持って国もやっていくという決意のもと、ぜひとも取組を進めていただきたいと思っておりますので、重ねてよろしくお願ひしたいと思います。

その上で、環境省の方にもお伺いしたいと思いますが、除染実施計画に基づいて三月で面的除染がおおむね完了したと承知しておりますが、復興

のさらなる加速化に向けて、中間貯蔵施設の整備、完成が求められております。

先ほども申し上げましたが、特定復興再生拠点区域の整備もございします。

環境省といたしまして、福島復興に向けて取り組みを決意を改めて中川大臣に伺いたいと思っております。

〔北川委員長代理退席、委員長着席〕

○中川国務大臣 福島復興再生に向けた取組は、本年三月に除染実施計画に基づく面的除染が完了するなど、地元自治体や住民の御理解のもとで着実に進んでいるところでございます。

今後、復興のさらなる加速化に向け、帰還困難区域における復興拠点の整備や、除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入と仮置場の原状回復などを、引き続き安全かつ着実に進めてまいります。

加えて、福島において、低炭素化や資源循環にも着目した町づくりを推進するなど、未来志向で地域を創生する観点からの取組も進めてまいります。

東日本大震災から七年以上が経過しましたが、引き続き被災地の復興は最優先の課題でございます。環境省の総力を挙げて取り組んでいく必要があります。今後とも、被災地の復興に向け、地元へ寄り添いながら、環境省の役割を最後まで果たしてまいります。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

特に、環境省が担当される部分におきましては、スピードと安全性が求められるかと思っております。スピードと安全性、両方やっていくとなるとなかなか難しい部分もあると思いますが、しかし、これが一番大事かと思っておりますので、スピードと安全性、ここを重視していただいて取り組んでいただきたいと思います。

また、これは両副町長がおっしゃっていたんですが、これも御報告の中にもございましたが、やはり人的支援、財政的支援をぜひ引き続きお願いしたいということで、そういう要望もございました。これはしっかりと私たち議員も受けとめて尽

力をしていきたいと思いますし、この件につきましても、政府におかれましても、しっかりと受けとめていただいて、引き続き国を挙げての復興支援に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、地域の方また各種団体からよく要望を伺います件で、動物愛護の取組について質問をさせていただきます。

議員立法であります動物愛護管理法は、これまで三回の改正が重ねられてきております。平成二十四年の改正では、動物取扱業の適正化、終生飼育の明文化、罰則の強化、こういったものが図られております。また、自治体が動物取扱業者からの犬猫引取り要請を拒否できる、そういった制度にもなっております。この改正の際に積み残された課題、また附則に規定されていることを含めまして、今後、具体的に対応を検討していかねばいけないと思っております。

その中でも、きょうは、附則の中の項目にございます犬、猫等へのマイクロチップの装着について、さまざま確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、このマイクロチップの装着の状況について、現状をお伺いしたいと思います。

○亀澤政府参考人 お答えいたします。

犬、猫へのマイクロチップの装着率につきましては、一般社団法人ペットフード協会が行った平成二十九年全国犬猫飼育実態調査での推定値によれば、全国で飼育されている犬約八百九十二万頭のうち一四・九%、同様に、全国で飼育されている猫約九百五十三万頭のうち四・五%となっております。

また、平成二十六年から二十九年まで環境省で実施をいたしました、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトにおきまして、マイクロチップ装着の普及に向けて、五つの自治体でモデル事業に取り組んだところでございますが、その中でも、マイクロチップの装着率が高い方の神奈川県調査では、犬のマイクロチップの装着率は、平

成二十五年の九・一%から少しずつ増加をしておりますが、平成二十八年において一六・一%となっております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

今、現状をお伺いしましたが、神奈川県において少しづつ伸びているといったこともございましたが、やはり全体的にはマイクロチップの装着は進んでいない、そういったイメージを私は持つております。

このなかなか進まない理由、これについてどのようにお考えになられているのか、環境省の方にお伺いをしたいと思います。

○亀澤政府参考人 先ほど申し上げました、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトにおきまして、マイクロチップ装着の普及に向けてモデル事業に取り組んだ自治体からの報告、並びに、一般社団法人ペットフード協会が行った二十九年度の、先ほどの全国の飼育実態調査を踏まえれば、マイクロチップの装着が進んでいない理由として、痛そうだから、また、健康に悪そうだから、さらに、費用が高そうだから、そして、メリットを感じられないから、そういった点が挙げられているところでございます。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

主な理由としては、メリットを感じられないとか、かわいそうだから、健康上問題があるんじゃないかと、また、コストの面で心配されている方も多いということだと思っております。

我が党におきまして、動物愛護管理推進委員会というのがございますので、この場で、マイクロチップの装着の現状だったり、メリット、課題について、関係者から、関係団体から、さまざまヒアリングを重ねてまいります。

その中で、全国ペット協会から伺ったことでございますが、繁殖業者、販売業者対象の調査で、マイクロチップの装着をしていないというところが六四%ということなんです。その理由として、同じような理由になりますが、埋め込みが痛そうだからとか、動物の健康に悪いと考える、ま

た、費用が高いとかマイクロチップの信用性が低いということ、そのほか、どこでどのように挿入できるかわからない、そういったアンケート調査もお伺いしました。

今、環境省から伺った理由とほぼ同じような内容かと思いますが、こういったことが理由で装着が進んでいないんだと思いますけれども、その中で大半を占めています、痛そうとかかわいそうとか、健康上問題があるんじゃないか、こういった声があるんですけれども、しかし、実際にどうなのか。このマイクロチップの装着が健康上問題があるのかどうか、その点につきまして確認をさせていただきます。

○亀澤政府参考人 公益社団法人日本獣医師会によりまして、さまざまな臨床試験が行われておりまして、犬、猫に装着されたマイクロチップの安全性については証明されているというふうに聞いております。

また、イギリス、フランス等においても、安全性の高い動物の個体識別の方法として犬等へのマイクロチップの装着が義務化されている現状がございます。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

獣医師会の方からも安全性が認められている、そういったことでございましたが、しかし、こういった正しい情報だったりメリットというのがなかなか知られていないのが現状かと思っております。

重ねてお伺いしたいと思います。環境省としてこのマイクロチップ装着のメリットについてどのように整理をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○亀澤政府参考人 環境省におきましては、犬、猫等の動物に対する所有明示を推進しております。動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置についてという告示を出しております。

その告示の中では、マイクロチップを含む所有明示措置の意義として、犬、猫の盗難及び迷子の

防止に資するともに、所有者不明の犬、猫や、非常災害時に逃走した犬、猫の返還が容易になる、また、管理責任の明確化を通じて所有者の意識向上等につながり、動物の遺棄や逃走の未然の防止、適正飼養の推進に寄与することになるとしております。

特に皮下に埋め込むマイクロチップにつきましては、首輪や名札が経年変化等によって脱落したり又は消失するおそれがあるのに比べますと、脱落するおそれが低く、耐久性もより高い所有明示措置であるとしていただいております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

環境省の見解といたしましては、このマイクロチップの装着のメリットは飼い主の明示ということが主な見解かと思えますけれども、今おっしゃっていただいたように、迷子になった動物、特に災害時に逃げ出すといった動物に対しまして、装着していることによって早期発見することができるとか、また、そのほか、動物の遺棄、殺処分をなくすということからもこれは有効的だと思っております。

環境省からは、今伺ったように、主に飼い主の明示ということで、これが最大のメリットとしてあるということを確認をさせていただきましたが、私としては、このマイクロチップ装着のメリットとして、そのほかにも、トレーサビリティの確保、こういったことがあるのではないかと思っております。繁殖業者、またペットオークション、ペットショップといったように、所有者までの、飼い主までの流れがわかることによりまして、例えば、遺伝性疾患のリスクが高いと知りながら繁殖をしている悪徳業者、こういったところまでたどり着くこともできるかと思えますし、そのことによりまして悪徳業者の遺棄防止にもつながるのではないかと思っております。

このように、マイクロチップの装着にはほかにさまざまなメリットがあるかと思えますけれども、義務化を推進していくのであれば、ほかにさまざまな課題がありますので、そこはしっかりと

課題を明確にして、議論も進めていかなければいけないと思っております。

メリットを伺いましたけれども、課題として挙げられるのが、私が考えていることなんですけれども、例えば、登録情報の一元管理、それを簡素化していくということ、そのほかコストの問題もあるかと思えます。

そのほか、東京都と越谷市の担当者の方からも伺ったんですが、マイクロチップの装着後、この登録の徹底をしつかりとしないかなければいけない、そういった声をいただきました。せっかくマイクロチップを装着していても、飼い主情報が、肝心なものが登録されていないというケースがあったり、また、引越をして引越し先の新しい住所が登録をされていない、また、第三者の方に譲渡したけれども、その新しい方の情報も入っていないという、せっかく装着しているが新しい情報がない、ちゃんとした情報が入っていないという状況があるということでも伺いました。

東京都におきましては、マイクロチップを装着した犬、猫を収容しまして、本来であれば、マイクロチップが装着されていれば返還率が一〇〇％になると思うんですが、現状は四〇％から六〇％ということ、これはなぜかといいますと、先ほど申し上げたとおり、装着した後正しく登録がされていない、更新されていないという、これが現状で理由で、せっかくつけていても返還できない、そういった現状があるということがありまして、これは当たり前のことかもしれませんが、マイクロチップ装着後の登録を徹底すると思う、これがまた一つの大きな課題にもなるかと思っております。

そのほか、このマイクロチップを読み取る装置でございますが、マイクロチップリーダー、これがないと装着していても意味がございませんので、マイクロチップリーダーをしかるべきところにしつかりと設置をさせていく、こういったことも課題になってくるかと思えます。

そのほかにも、狂大病、こういった狂大病法との関連性もございますし、一言で義務化を推進すると言いましても、このようにさまざまな課題がありますので、一つ一つ丁寧に確実にやっていかなければいけないと思っております。

いづれにしましても、この義務化を推進する前にできることといたしまして、先ほども申し上げましたが、メリットがありますので推進していくことはできるかと思えます。その上で、繰り返しになりますが、マイクロチップの装着、このメリット、また正しい情報を広く関係者の皆様に周知していくことがまず第一歩ではないかと思っております。

この点につきまして、環境省の御見解と具体的な取組をお伺いしたいと思います。

○亀澤政府参考人 環境省におきましては、マイクロチップの装着及び登録の必要性について普及啓発をするためのリーフレット約十五万部を作成し、地方自治体や関係団体等の協力も得て広く配布をしているほか、動物愛護週間行事や各種シンポジウム等においても普及啓発を図っております。

さらに、先ほど来申し上げております、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトの普及啓発資料の一つとして、マイクロチップ装着のすめというDVDを関係自治体とともに作成をし、他の地方自治体にも配布する等、普及啓発を進めております。

今後とも、マイクロチップ装着のメリットについて、一層の普及啓発に取り組んでまいりたいというふうな考えております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

環境省としまして、このマイクロチップ装着については推進をしていただく立場かと思えますけれども、引き続き、関係団体、関係者の皆様と連携をとりながら、限られた予算の中ではございますが、工夫しながら取組を更に進めていただきたいと思います。

また、この動物愛護管理法は議員立法ですので、

で、主体的に取り組むというよりも、見守っていただいているというか、そういったことになっているかと思うんですが、しかし、今申し出ていただいたとおり、人と動物が共生できる社会を目指して取り組んでいく上では皆様の役割も大きいですので、しっかりと取り組ませていただきたいと思いますので、最後、要望させていただきます。

次に、関連しまして、動物の虐待について質問させていただきます。

最近も、動物虐待の報道がございました。岐阜県大垣市の家屋から多数の犬の骨が見つかった、そのほか、宮城県石巻市では紙の矢が刺さったユリカモメが見つかりました。

虐待の事案について、また件数、推移等について、現状をお伺いしたいと思います。

○小田部政府参考人 お答えいたします。

愛護動物の殺傷、虐待又は遺棄に係る、動物愛護管理法第四十四条に違反する動物虐待事犯の平成二十九年中の検挙事件数及び検挙人員につきましては、六十八事件、七十六人となっております。動物虐待事犯の検挙事件数、検挙人員のいずれも五年連続して増加しているところであります。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

ふえていくということでございますが、また、ふえてはいるんですけども、まだ見えていない部分もあるかと思っております。

その上で、最近の傾向なんですけれども、動物の虐待の動画を撮影してインターネットに配信する、そういった悪質な事例も見受けられております。動物にも命がありまして、虐待する、また遺棄をするということは犯罪でございます。そして、動物虐待から重大な犯罪にエスカレートした、そういった過去もございます。

今、改めて、この動物虐待の問題にしつかりと取り組んでいく必要があると思っておりますが、例えば、兵庫県では、平成二十六年一月から、アニマルポリス・ホットラインが設置をされております。

これは、我が党の兵庫県議員と動物環境・福祉協会のEvaの皆さんとともに推進して実現をしたものでございますが、このアニマルポリス・ホットラインとは、動物虐待事案の専用の電話相談窓口でございます。この専用の電話番号がございまして、平日の午前九時から午後五時まで電話を受け付けていただいております。

動物虐待に関する相談に対応してくれるというものでございますが、現在、このアニマルポリス・ホットラインの対応状況、兵庫県のごでございまして、教えていただきたいと思います。

○小田部政府参考人 議員からの御指摘がございましたアニマルポリス・ホットラインでございますが、兵庫警察におきましては、平成二十六年一月から、動物虐待事案等専用電話、アニマルポリス・ホットラインを開設して、動物虐待に関する相談に応じているところでございます。

このホットラインへの年間の相談件数は約百件から約二百件で推移しているものと承知しておりますが、これまでのところ、このホットラインへの相談を端緒に動物虐待事犯の検挙に至ったものはないと承知しております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

特に都道府県警、そして、現場に近づくほどさまざまな問題もありまして、対応があるかと思ひますので、こういった動物虐待等に取り組んでいただくということは、やはり優先順位がどうしても低くなるのかもしれませんが、しかし、先ほども申し上げましたが、動物虐待から大きな事件に発展していくこともございますので、また、心を痛めている方も多数いらっしゃると思います。そういったことから、今、具体的な事例として兵庫県の取組を紹介させていただきましたが、ぜひとも警察におかれまして、意識を持って動いている、取組をしている、そういったことが動物虐待の抑止力にもなるかと思ひますので、しっかりと警察庁におかれましては動物虐待に対する認識を更に強めていただいて、取組を進めていただきたいと思います。

と思いますが、この点について御見解また御決

意をお伺いしたいと思います。

○小田部政府参考人 各都道府県警察におきましては、住民の方から寄せられるさまざまな相談に的確に対応できるように、各種の相談体制を整備しているところでございます。

動物虐待に関する専用の相談電話を設置するかどうかにつきましては、各都道府県におきまして、相談の状況や体制等を勘案して適切に判断すべきものと考えているところでございますが、いづれにいたしましても、警察庁といたしましては、相談対応を始めとして、動物虐待事案への対応が、関係機関と連携を図りつつ、適切に行われるよう指導してまいりたいと考えております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、やはり最終的には現場でしっかりと判断をして対応していくことになると思いますが、一つの事例として兵庫県もこのように取り組んでいただいておりますし、何った話では、いろいろ具体的な相談を受けているべき団体につながりとか、そういったこともしていただいているとも伺っております。

これも繰り返しになりますが、動物虐待から更に人への被害を及ぼすような、そういった事件に発展しているといったこともございます。そういった意味からも、また、動物も人も同じ命である、そういった考え方も大事かと思うんですが、そういったことをやはり広く国民の皆様にも広めていく上でも、皆様の役割も大きいかと思ひますし、御協力も必要かと思ひます。繰り返しになりますが、ぜひともまた、この問題につきましても、どうしても優先順位が低くなるかもしれないですけれども、意識を持って取組を進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、幾つか動物愛護につきましても質問をさせていただきます。マイクロチップの装着だったり、動物虐待ということで質問させていただきますが、人と動物が共生できる社会、また、今も

申し上げましたが、動物にも命があるということだったり、また、殺処分、これを減らしていく、そういったことを目指す上で、環境省としてもしっかりと取り組んでいく課題が山積をしておりますので、改めて、この動物愛護の取組につきまして、大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 環境省といたしましては、動物虐待につきまして重大な犯罪と認識しております。警察庁との連名によるポスターを全国の自治体等に十萬部以上配布するなど、虐待防止に向けた取組を推進しているところでございます。

前回の法改正後、多くの関係者の努力もあって、自治体に引き取られ殺処分される犬、猫の数は、大きく減少してきているところでございます。

今後、犬、猫の殺処分を一層削減していくことを目指し、環境省では、マイクロチップなど所有明示措置の普及啓発を推進するとともに、不適切な多頭飼育問題への対応等、適正飼養を促進するための総合的な施策を検討しているところでございます。

環境省としては、引き続き、動物愛護管理法が目的とする人と動物の共生する社会の実現に向け、飼い主、ボランティア団体、事業者など関係する各主体間の取組を強化するとともに、警察庁を始めとする関係機関との連携を密に図りながら取組を進めてまいる所存でございます。

○鰐淵委員 大臣、ありがとうございます。

今大臣がおっしゃったとおり、各関係団体との連携、地域の皆さんとの連携が大変重要になってくるかと思ひます。特に犬、猫については地域の大きな課題にもなっておりますので、そういった意味で、しっかりとまた現場の状況を知っていただいた上で取組を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、琵琶湖を取り巻く課題について質問をさせていただきます。私は先日、滋賀県を訪ねいたしました。琵琶湖

を取り巻く現状や課題等について伺ってまいりました。

琵琶湖は、これから春から夏にかけて、護岸から湖面にかけて黄色い花をつける植物で一面が覆われてきます。これはオオバナミズキンバイという外来水生植物で、特定外来生物に指定されております。本委員会におきましても、以前、武村委員、また三日月滋賀県知事、現在の知事で、衆議院時代にこのお花につきましても取り上げていらつしてございました。

このお花は、見た目は大変にきれいなお花なんですけれども、今、琵琶湖におきまして大きな問題の一つとなっております。このオオバナミズキンバイ、これは繁殖力が非常に強くて分散力も高い、漂着した根や茎、そういったちよつとした断片からも根を生やしてその場で成長していく、そういったものでございます。生育面積が平成二十八年度は約二十九・九萬平方メートル、東京ドームにしますと約六・六個分の広さ、そこまで繁殖が広がっていたということでございます。そこから大規模駆除を実施いたしました。平成二十九年年度の初めには十三・一万平方メートル、そこまで減少させることができたと思っております。

しかし、一度駆除したからこれで終わりではなくて、先ほども申し上げましたが、大変に繁殖力が高いので、少しでも茎だったり葉っぱの断片が残っていればそこからまた繁殖しますので、常に見回りをしながら、ここで繁殖してないだろうかということで見回りを、そういった御努力もされているところでございます。

このオオバナミズキンバイ、これがあつという間に琵琶湖を覆っていくといった問題が起こるかと思ひます。岸沿いの水面に泊まっている船舶の運航障害、こういったことが起こってきたり、また漁具、これへ絡みつく、こういった被害も既に出てきていると伺っております。このほかにも、ナガエツルノゲイトウ、こういった外来水生植物も繁殖もしております。

こういった問題につきましても、地元滋賀県、そ

午前十一時五十四分休憩

午後三時四分開議

○松島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。福田昭夫さん。

○福田(昭)委員 民進党所属、無所属の会の福田昭夫です。

本日は、指定廃棄物の適切な処理方法について政府の考え方をただしてまいりますので、簡潔にお答えをいただければと思います。

まず、我が国における原子力発電所の現状等についてであります。

経済産業省にまずお伺いします。

資料一は、平成三十年四月三日現在の我が国における原子力発電所六十基の現状であります。稼働中のもの七基から廃炉決定済み十八基の現状でございます。

資料二は、平成二十九年十一月現在の東京電力ホールディングス株式会社の福島第一原子力発電所の構内配置図ですが、これに間違いありません。イエスカノーで答えください。

○村瀬政府参考人 資料一についてお答え申し上げます。

そのとおりでございます。

○星野政府参考人 参考二についてお答え申し上げます。

現時点におきまして、福島第一原発の構内の敷地は、おおよそ委員のお示された図のとおりでございます。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。

それでは、環境大臣にお伺いをいたします。

福島県には、東京電力第一原発六基と第二原発四基があつて、第一原発の敷地の北、これは全体で約三百五十ヘクタールありますが、北の部分、約百ヘクタールがほぼ未利用地になっていることを御存じですか。イエスカノーで答えください。

○中川国務大臣 認識しております。

○福田(昭)委員 私は、七年前の事故以来、経産省からこの資料をずうっと取り寄せております。毎年です。

これを見ておきますと、そんなに経年変化はございません。現時点では、ごらんになればわかります。一部が瓦れきと伐採木等の置場になるように、及び焼却施設などに使われておりますけれども、大部分は未利用地であります。そのことをよく御認識をいただければと思つております。

それでは次に、五県の指定廃棄物に関する状況についてでございます。

資料の三をごらんいただきたいと思ひます。これは、御案内のとおり、環境省がつくった資料でございます。

これを見ますと、五県とも、ここに書いてあるとおりでありますけれども、私がもしこれにつけ加えて書くとしたら、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県とも、どの県も実は最終処分場には同意してないといふことを本来なら書くべきであります。それを書けば正確な情報になる、私はそういうふうな認識をいたしておりますが、いまだに五県とも最終処分場の同意をしていないといふことに間違いありません。いかがですか。

○中川国務大臣 福島県以外において指定廃棄物の長期管理施設の設置に向けた理解が得られていないことは御指摘のとおりでございますが、県によつては、特措法の基本方針に定める県内処理方針に沿つた一定の進展も見られているところがございます。

○福田(昭)委員 それは、一定の方針といつても、茨城県や群馬県のように、現地保管継続、段階的処理の方針を決定しただけであつて、もし最終処分しなくちゃならないものがあればその最終処分地、環境省は長期保管施設と言つていますが、それを設置するということに同意した県はないはずですね。

さらに、これは追加でお知らせしておきましたけれども、新潟県は前の知事がやはり経産省出身

だったもんだから、原子炉等規制法をよく知つていたんですね。本日は、指定廃棄物は当初千トン以上ありましたから、本来なら新潟県も最終処分場が必要だよ、こう言つてもおかしくなかったんですが、当時の新潟県の知事は、東京電力に何と任期中に十回も、事故後十回も東京電力に指定廃棄物を引き取れ、こうやっていたんですが、東京電力は特措法があるからといつて引き取らなかったんですよ、大臣。こんなことが許されるはずはないんですね。

新潟県も最終処分場についてどうするかという考え方、何か御存じですか。

○中川国務大臣 今、平成二十四年当時の状況を先生からお話しいただきましたが、環境省といたしましては、当時、新潟県は、放射性物質を含む廃棄物は東京電力が引き取つて管理すべきだとの考えだったといふことで、県の理解をいただけなかったという経緯があつたといふふうに理解しております。

○福田(昭)委員 それでは、次の問題であります。

この五県あるいは新潟県も、最終処分場、長期保管施設と言つてもいいんでしょうけれども、この問題を解決するには、やはり、あの当時、事故当時はどんなふうな指定廃棄物が出るんだかわからなかつたから、量がどれくらいあるんだかわからなかつたから、私もやむを得なかつたかと思つておりますけれども、やはり、特措法が原子炉等規制法、これを無視して、原子炉等規制法に基づき東京電力に最終処分をさせるべし、そういう考えが抜けたといふことが、実は、他県から理解が得られていない、私はそれが根本的な原因だと思つていますが、大臣はいかがですか。

○中川国務大臣 それぞれの県におきまして最終処分をしていただくという方針で今日まで来ているところがございます。

新潟県におきましても、約千二十トンの指定廃棄物が県内四カ所の公共施設にて安全に保管されておまして、環境省としては、県内の指定廃棄

物を早期に処理したいと考えておりまして、その方法については、既存の廃棄物処理施設を活用することを含め、新潟県とよく調整したいと考えております。

○福田(昭)委員 私はびっくりしたんですが、今は吉野先生は復興大臣ですけれども、まだ大臣になる前でしょけれども、私、吉野先生にびっくりしたことを言われたんですよ。何を言われたかという、だめだ、よその県のは福島県に持つてこさせない、こう言うんです。そんなことを言ったって、東京電力第一原発から出たのははつきりしているでしょう。そうしたら、何と言ったかという、いや、福田先生、東京電力の電気使ったつべと言ったから。何を言っているのと。宮城県や新潟県の人たちは東京電力の電気なんか使っていないんですよ。ですから、全く、そういう矛盾した、感情的なことで話をしているのが、残念ながら、今、復興大臣をやられていますけれどもね。

ですから、これはやはり、あくまでも、こんな危険なものは、原理原則に基づいて、しかも、原子炉等規制法という立派な法律があるわけですから、それに基づいてしっかりと、一カ所に集中的に処分するというのが、やはりこれは解決を早める方法だというふうに私は思っていることをお伝えしておきたいと思えます。

次に、三番目、特措法検討会における塩谷町の意見書の取扱についてであります。

まず、一つ目でありまして、指定廃棄物を東京電力に引き取ってもらうことについてであります。

私と塩谷町の意見は同じであります。福島に我々は持つていけと言っているのではなく、東京電力に引き取ってもらうのが法のつとった現実的な解決方法だと言っておりますけれども、このことについて、東京電力の敷地に持つていくことがイコール福島に持つていくことだというふうにも誤解されていると私は思っているんですが、福島県ではなく、東京電力が管理している土地に

持つていけというのが、私であり塩谷町の意見だということなんですが、環境大臣、どう思われますか。

○中川国務大臣 まず、東京電力の敷地といいますが、福島県の中の敷地だというふうに福島県の皆様方は認識をされているところでございます。

指定廃棄物の県内処理方針について、環境省としては、県域を越えた指定廃棄物の集約処分について理解を得ることは困難をきわめると考えられること、また、福島県に集約すべきとの意見につきましましては、他県の指定廃棄物を持ち込むことでさらなる負担を強いることは到底理解を得られないと考えておりまして、また、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めていただいております。処理に向けた一定の進展も見られることから、当該方針、当初の方針を引き続き堅持したいと考えております。

○福田(昭)委員 基本的に、多分福島県の方も、もう我々のところへ持つていくべきだと言っている人もいますよ、国会議員でも。私のおつき合っている町会議員でもいますよ。それはやはり、福島が原子力発電所を引き受けたという責任、これを果たすべきだ、こういう意見です。だって、福島県以外の人は残念ながら原子力発電所の恩恵にあずかっていませんからね。恩恵にあずかったといえ、電力を使っただけなんです、基本的に。基本的にですよ。

しかも、大臣、先ほどもお知らせしましたけれども、資料の中で、日本の国土、この狭い国土に六十基もつくっちゃったんですよ。ですから、もし、この福島第一原発の事故で散らばった放射性指定廃棄物、各県に処分場をつくるということになれば、もし事故が起きれば、北海道から九州まで、全部その散らばった都道府県に指定廃棄物の最終処分場をつくるということになるんですよ。こんなことがいいことだと思いませんか。私は一ついいことだと思いませんし、しかも、大臣も御存じでしょうけれども、例の東海原発が今廃炉作

業に入っていますよ。その廃炉の過程で作業で出てくる低レベルの廃棄物、これは東海第二原発の敷地に最終処分するというので、原子力規制委員会、規制庁に申請しているんですよ。まだ許可はおりていませんけれども。こうなるんじゃないですか、最後は。

どこの原発を考えても、使用済み核燃料など高レベルのものから低レベルのものまで、これは最終処分場はないわけですから、日本の国に。ですから、方法としては、みんな自分の発電所の敷地内に最終処分するほかにないんじゃないですか。いかがですか、大臣。

○中川国務大臣 原子力規制委員会におきまして、日本原子力発電株式会社より、東海原子力発電所の低レベル放射性廃棄物の東海第二原発の敷地内での埋設等に係る許可申請を受理し、現在審査を行っているところと承知いたしております。三条委員会でありまして原子力規制委員会が、独立した立場により適正に審査を行っている認識しております。

ただ、この低レベル放射性廃棄物の問題と指定廃棄物の問題とは同一には論じられないというふうに考えております。

○福田(昭)委員 確かに同レベルには論じられないかもしれないけれども、それでは、当然のことながら、東海原発で低レベル以下のものも出てくるわけですよ、それはどこへ処分するんですか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。いわゆる廃炉作業に東海第一は入っております。いわゆる廃炉作業に東海第一は入っております。放射レベルによつて区分けをいたしまして、適切に法令に基づいて処分していく。

先ほど御指摘いただいた低レベルのもの、廃棄物の埋設につきましては、L3廃棄物埋設予定地において埋設すべく現在審査を受けている、このような状況だというふうに理解しております。

○福田(昭)委員 だって、こういうふうに区分けされているわけでしょう、要するに、廃炉に伴って出る放射性廃棄物で低レベルから高レベルのもの、特に高レベルのものについては国が責任を持つて最終処分する、違うんですか。低レベルのものは電力事業者がやるということでしょう。

○村瀬政府参考人 いわゆる高レベル放射性廃棄物と申しますのは、使用済み燃料を再処理して固化したガラス固化体でございます。これはN U M Oが実施主体ということになるわけですが、低レベル放射性廃棄物につきましては事業者の責任で廃棄する、このようになってございます。

○福田(昭)委員 そういうわけですから、それ以下の、いわゆる、それは廃炉にしたときのそういうもので、そのほか、汚染されたものも当然出てくるわけですよ。そういうものを、ではどこへ処分するんだということについては、原子力事業者がやるんですよ。ですから、ではそれはどこへ処分するのというのはまだ決まっていないという状況ですよ。

さらに、時間がなくなってきたので申し上げますけれども、二つ目は省略して三つ目に行きますけれども、十万ベクレル超の廃棄物の、三十年以内に県外処分ということになっているわけですが、法律上はですよ、もう三十年切りましたけれども。しかし、この十万ベクレル超は福島県内には約三万立米あると言われているんですね。これは県外で処分するというんですよ。

でも、県外で処分するといつたって、では、引き取る県はありませんから、どこで引き取るんですか。例えば、栃木県にも約百トン、十万ベクレルを超える指定廃棄物があるんですよ。これは福島県のものと一緒に、ではどこかの県外へ持つていってもらわなくちゃならないです。ですから、まさに福島県だけ優遇しているというのがほかの県の県民の皆さんの意見です、考えです。ですから、これは絶対引き受けられない。

ですから、やはりこれはしっかりと東京電力に引き取ってもらう方法はないということになってくるわけですが、大臣、それはいかがですか。

○中川國務大臣 福島県内の特定廃棄物のうち十
万ベクレル以下のものにつきましては、各県処理
の方針に基づき、特定廃棄物埋立処分施設、いわ
ゆるフクシマエコテックで処分することとしてお
ります。

一方で、福島県内の十万ベクレルを超える特定
廃棄物につきましては、中間貯蔵開始後三十年以
内に、福島県外最終処分を完了するために必要な
措置を講じるということにしているところでござ
います。

○福田(昭)委員 そのとおりですけれども、で
は、三十年以内に、もう三十年切りましたけれど
も、十万ベクレルを超える指定廃棄物を受け取っ
てくれる、どこがあるんですか。これはあり得な
いんです。だから、福島県の、名前は言いませ
んけれども、国会議員でさえ、福島県が受け取る
ほかないと。この法律に反対しましたからね、そ
の議員は。いや、やはりそれは男の中の男です
よ。反対しましたからね。そんなことできつこな
いということですね。

ですから、これはやはり、現状をしつかり認識
した上で、法律にのっとってやるということが一
番、解決の早道だと私は思います。

実は、私は昨年の暮れ、十二月、国会が終わっ
てから、環境省が、例えば栃木県でも、農家の庭
先にある稲わらや牧草、これについては一カ所に
集約して減量化とか焼却処理できないとか、そ
ういうことを検討しているというので、私は県北
を訪ねました。牛農家、酪農家も畜産農家も訪ね
たら、私が言ったところ、そこならいいね、仮置
場としてですよ、こう言ってくれたので、ある役
所へ行きましたよ。役所へ行ったら何と言ったか
というと、いやいや、福田先生、いろいろ探した
けれども場所はありませんと言っていますよ。どう
してだ、あそこにあんないい場所があるじゃない
かと言ったら、いやいやいや、風評被害が怖くて
だめです、こう言うんです。私、本当にびっく
りました。

その近くに観光牧場もあることは確かなんです

けれども、ただ、国と県の国有地がそこには合わ
せると三百町歩ぐらいあるんですよ。ですから、
そのうち一町歩ぐらい借りられれば、そこに農家
の庭先にある稲わらや牧草を仮置きはできるん
じゃないか。そして、その国の施設ではそうした
放射能の減衰について研究もしているというん
ですよ。では、そこに頼んで少しでも減らしてあげ
るといのが私は行政としての役割かなと思つて
ある地元の役所へ行ったら、そう言つて、全くけ
んもほろろ。全然、それこそ賛成するようなそ
ろはありませんでした。その大きな理由は風評被
害です。

ですから、本当に、四番目の質問に入りますけ
れども、第八回の検討会で崎田委員が、もう一度
現状を踏まえてスタートに戻ることが大事だとい
う意見を、一番現実的な意見を言っておりますけ
れども、それこそ、ほかの委員たちも、もつとコ
ミュニケーションを深めて……

○松島委員長 質疑時間が終了しておりますの
で。

○福田(昭)委員 はい、わかりました。終わしま
す。

地元の理解を得るべきだ、こう言っております
が、六年もたつて、事故から七年、特措法ができ
て六年、全く理解されないんですよ。

だからこれは、ちよつと理解をさせられるだけ
の材料はないということをしつかりと認識をして
環境省が取り組むことを提案して、私の質問を終
わります。

○松島委員長 次に、田村貴昭さん。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。
最初に、環境省が発注する福島県の事業に、吉
野正芳復興大臣の秘書官が環境省に圧力をかけて
いた問題について伺います。本件は、しんぶん赤
旗日曜版、四月八日付に報道されています。

この事業は、中間貯蔵にかかわる工事で、昨年
十二月に西松建設、五洋建設、フジタの共同事業
体が受注しています。吉野大臣の政務秘書官高橋
彰氏が、この事業に対して、当時の環境省室石泰

弘審議官を議員会館に呼び出し、地元企業A社の
下請採用を求めました。室石審議官によれば、三
月ごろに議員会館に呼ばれ、中間貯蔵関連工事を
受注した五洋建設が下請に地元業者を入れていな
い、双葉のA氏がうるさいので確認してくれと求
められた、そのように記者に対して答えていま
す。

そこで、伺います。
室石審議官は、高橋秘書官に呼ばれ、そのよう
に言われたのでしょうか。確認されていますか。

○縄田政府参考人 お答えいたします。

委員の今お示しになられたような報道があつた
ということは承知しております。

下請企業への地元企業の活用に関する問合せと
いうものは、一般的に国会議員の先生方あるいは
市町村長様方から寄せられることがございます。
このような問合せに対して、地元企業の活用状況
を確認の上、工事入札の際に総合評価落札方式で
活用状況を評価している旨を説明しております。

御指摘の、審議官に対し地元企業の活用状況に
ついて問合せがあつたことは事実ではございます
が、特定の企業の参入を要請された事実はないと
報告を受けております。

○田村(貴)委員 それは違うんですよ。ね。
室石審議官は、中間貯蔵施設担当の藤井政人参
事官に調査を指示しました。これは正しいです
ね。国土交通省出身の藤井参事官は、五洋建設の
旧知の役員に連絡した、双葉のA氏について下請
に入れているかなどを聞いた、五洋は、A氏のこ
とは知っているが、理由があり、下請には使つて
いないと記者に語っているわけでありまして。

五洋とA氏というのは、この話の筋なんです
よ。そのことを記者は全部裏をとって確認してい
る話でありますから、ちゃんと答えてくれないと
困りますよ。これは、後でまた新たな会見とか続
報ということにならないように、正直にお答えに
なつた方が私はいいと思いますけれども、どうな
るんですか。

○縄田政府参考人 お答えいたします。

吉野復興大臣秘書官からの問合せは、一般論と
して地元企業の活用状況を確認してほしいという
趣旨というふうに審議官は受けとめたと理解して
おります。

秘書官よりの問合せを受けて、御指摘のよう
に、参事官に対し、下請の活用状況などについて
事実確認を行うよう指示をいたしました。参事官
より、確認を行ったと報告を受けております。

本件に関して、特定の企業の下請企業参入状況を確認
した事実はありません。不適切な問合せとは
考えておりません。

○田村(貴)委員 高橋秘書官がA氏の名前を出し
たからこそ、藤井参事官は五洋にA氏の確認をす
ると。秘書官からA氏の名前が出ないと、藤井参
事官もこれは動きようがないわけでありまして。

私は、一般的に公共事業の地元発注とかそう
いった話だったら、記事にもならないし、ここで
私がわざわざ質問することもないわけなんです
よ。記者は、秘書官からもA氏からも審議官から
も参事官からもちゃんと取材をしているわけなん
ですよ。ここで一般論を述べてもらつたらいいな
いと思うんです。

この問題は、大変私は重要な問題だというふう
に思います。特定業者の双葉町のA氏がうるさ
いと言っていると、高橋秘書官から室石審議官、
藤井参事官に伝えられ、J・Vの五洋建設に、A氏
が代表を務める建設会社が下請に入っているかど
うかを確認している。この事実が動かさない事実
なんです。双葉のA氏というのは、双葉町の商工
会長も務めて、吉野大臣の選挙も手伝つておられ
ます。A氏自身、吉野復興大臣や高橋秘書官につ
いてはよく知つているというふうにコメントされ
ています。

どこの誰々を使っているのかと調査すれば、こ
れは、じゃあその業者を入れてほしいんだと受
け取るのが建設業界の一般であります。こうい
う声はもう出ていますよ、現地で。政治家が発注
者に調査をさせることで支援者を下請に参入させ
る、この巧妙なやり方があつた。その中に審議

官、参事官が加わっていた。私は、こうしたことの重大さを環境省はもうちょっと考えるべきじゃないかなというふうに思います。

確認行為というのはそういう性質のものであるということをお覚されていますか。

○縄田政府参考人 お答えいたします。

地元企業の活用、これは重要だというふうに私も考えております。現在発注している工事に係る地元企業の活用状況について所要の調査を行うということをお参事官が行いました。秘書官より問合せを受けた時点で、新しく発注が行われていた五洋建設J.Vの発注工事、こちらがございましたので、こちらにおいて地元企業の活用状況について事実確認を行ったというふうに聞いております。

○田村(貴)委員 双葉のA氏と五洋との間で何かトラブルのようなことがあった。藤井参事官はこのようにも答えておられるわけであります。何だったら、私たちも会見していいというふうに思っていますよ。五洋に聞けば、詳しくは教えてもらえなかったけれども、A氏とは一悶着あり、下請には使っていないという説明であったと。こういった状況で終わっているんだけれども、こうした特定の業者が、やはり政治家の秘書官が名指しして、そして役所に対して調査をお願いするというのはこういう結果になっていくということとを、いま一度私はこれは各省庁やはり自覚すべきだというふうに思うわけであります。

きょうは、ほかの議題がありますので、この辺にしておきたいと思いますが、また議論したいと思えます。

水俣病の解決の問題について、きょうは中川大臣に質問をいたします。

中川大臣は、水俣病のことを質問されるのは、恐らく衆参両院で余りなかったのではないかなというふうに思います。私も久しぶりの質問であります。

五月一日が来ますと、公式確認から六十二年がたちます。水俣病は解決したのでしょうか。大臣

は、解決したとお考えでしょうか。そうでないとするならば、解決への道筋をどのようにお考えになつておられるでしょうか。

○中川国務大臣 水俣病は、環境が破壊され、大変多くの方が健康被害に苦しまれてきた、我が国の公害、環境問題の原点となる問題であると認識しております。

行政としては、長い時間を経過した現在もお、認定申請や訴訟を行う方が多くいらつしやるという事実を重く受けとめております。

環境省としては、今後も、関係県市と密に連携しながら、公害健康被害補償法の丁寧な運用を積み重ねていくとともに、地域の医療、福祉の充実や、地域の再生、融和、振興にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そういう意味では、これからのこういった取組を続けていくということをお願いしたいと思います。

○田村(貴)委員 それでは、その公健法のことについて伺います。

公害健康被害補償法に基づく水俣病の認定者は、ことし二月末日現在で何人でしょうか。法施行後の申請者の合計とあわせてお答えいただければというふうに思います。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

公害健康被害補償法に基づく水俣病の認定申請についてのお尋ねでございます。

これまでの認定申請者数は、合計で三万四千三百七十七名。そして、未処分件数につきましては、平成三十年二月末の時点で、熊本県が九百四十二件、鹿児島県が千二十八件、新潟県が六百六十二件、合計二千三百三十二件となっております。

○田村(貴)委員 未認定者は次で、認定者のことを聞いてくださいけれども、認定者は二千九百九十六人ですね。

きょうは、資料をお配りしております。確認のために資料も配らせていただいております。

申請者のうち認定される割合、計算したら、わずか八・七%であります。大臣、これは唯一の解

決法です。ね、救済方法です。公健法は。この申請をされて、救済されるのがわずか八・七%。それは、この認定基準が余りにも厳し過ぎるからだということを私たちは何度も国会で指摘をしてまいりました。そして、最高裁判所判決に基づく変更を求めたわけであります。

最高裁判所の判決は、被害者の症状が感覚障害だけの場合も含めて、五十二年判断条件に示された症状の組合せが認められない者であっても、水俣病であるかどうかを総合的に丁寧に判定するというふうに最高裁は言っています。この趣旨が生かされるのが法治国家ではないでしょうか。疫学的条件を厳しくして、水俣病の認定から締め出すやり方はもうやめるべきではないかと思ひます。が、やめないと答えるので、次の質問に行きます。

申請を棄却されて、それを不服とする被害者は、公健法の不服審査会に審査をすることができません。

三月三十一日現在、資料もいただきましたけれども、審査請求件数と、取消し、いわゆる被害認定となった数について、熊本、鹿児島、新潟の合計でいいですので、この数字について教えてください。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

公害健康被害補償不服審査会における水俣病に関する審査でございます。これにつきましては、審査請求がございましたのが、合計でこれまで八百三十六件、そのうち、取消しの裁決とされたものが十四件でございます。

○田村(貴)委員 取消しですね、認定される、ひっくり返るという割合は物すごく少なくて、十四件。数えるほどであります。

自分は水俣病である、そのつらい体を押して認定審査会にかける。却下されたら、そうしたら今度は不服審で頑張つて訴えていく。しかし、わずか一・七%のしか判決が覆ることはないわけであります。公健法の救済というのは今唯一残されている道でありますけれども、ここでの救済とい

うのは本当に壁が高過ぎます。

環境省は、二〇一四年三月七日に、公健法の認定における総合的検討という通知を發しました。いわゆる二〇一四年新通知であります。この新通知後、不服審で取消しとなった事例はあるでしょうか。わかりますか。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

御質問の、取消しとなった事例はございません。

○田村(貴)委員 そうなんです。厳しい新指針というのができた、新通知ができた。その二〇一四年の一年前は、二〇一三年に、熊本の認定審査で却下となった男性がこの不服審で取消しとなつて、これは非常に注目されたわけであります。ね、最高裁の判決に沿つたものと。取消しになったと。この新通知以降、取消しになった事例はないということでもあります。本来ならば行政と独立した不服審査会が、国の指針に沿つた裁定となつていと言わざるを得ないと思うわけであります。

私は、やはり、こうした厳しい通知、基準というのはなくさない限り、あつた限りの救済はできないんじゃないかと思うんですけれども、昨年十一月二十九日、東京高等裁判所は、新潟水俣病認定棄却処分取消し等請求控訴審について、被告新潟市に対し、原告九人の全員の水俣病棄却処分を取り消し、水俣病として認定するよう命じる判決を下した。これも画期的な判決であります。こうした判決を踏まえた水俣病患者救済の取組が求められているわけであります。

公健法による審査では、現行の被害者たちを救済することができないのはもう明らかではないでしょうか。国やあるいは自治体は、水俣病患者たちを救済するための具体的な対応を今検討する段階にきているのではないかなと思うんですけれども、指針とかこうした基準に照らして、何か検討されていることはありますか。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年四月の最高裁判決、それから昨年

十一月の高裁判決等におきましても、昭和五十二年判断条件は否定されておりませんで、また、認定、補償制度そのものを否定する指摘もされてい

ないと承知しております。

環境省といたしましては、最高裁判決において、水俣病の認定に当たっては総合的検討を行うことが重要であるということが改めて指摘されたことを踏まえまして、現行の認定基準である昭和五十二年判断条件に示されている総合的検討をどのように行いか具体化した通知を平成二十六年三月に発出してあります。現在、通知に沿って、各審査会において丁寧な審査を積み重ねていくところでございます。

今後とも、関係県市と密に連携をしながら、丁寧な認定審査を行ってまいります。

○田村(貴)委員 丁寧な審査を通じて、多数の人たちが棄却されているわけなんです。

私が先ほど言ったこと、聞こえませんでしたか。最高裁判所は、五十二年判断条件に示された症状の組合せが認められない者であっても、感覚障害だけの場合も含めて認めるようにと言っているわけでありまして。こうした流れに沿うのが法治国家ではないですかと言っているんです。

特措法について伺います。

公健法では救済できないとしたからこそ、水俣病特措法による解決策が打ち出されたのはありませんか。

資料②をお配りしています。表にある④の合計というのが申請者の総数であります。そして、一時金にも療養費にも該当しなかったのが九千六百九十二人です。

特措法の最終的な判定の終了も終わって、申請の受け付け期間も終わっていますので、これが最終結果だというふうにとれますけれども、これではよろしいですか。

○梅田政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○田村(貴)委員 最終的な解決だといって、こ

じやないかということで、勇気を振り絞って申請された方がおられます。だからこれだけの数に上っているわけなんです。

しかし、二〇〇、九千六百九十二人、一万人近い被害者が、この特措法でもってまじかれたんです。あとう限りの救済と、環境省は何十回、何百回、大臣から先頭に立って言ってきましたけれども、これだけの人が認定されなかったんですよ。

あとう限りの救済にはこの特措法でもならなかったというふうによく多くの人が主張していますけれども、環境省はどのように捉えていますか。

○中川国務大臣 水俣病対策につきましては、昭和三十一年の公式確認とその後原因究明から始まりまして、公健法の施行、臨時水俣病認定審査会の開催、平成七年の政治解決、そして平成二十一年の水俣病特別措置法など、多くの方がさまざまな形で多大なる努力をされてまいりました。

この特措法により、認定されなかった方ももちろんおりますけれども、逆に言えば、一時金等の該当者、それから療養費の該当者、合わせまして約三万八千人の多くの方が救済されたということ、水俣病対策において大きな前進があったと考えております。

ただ、救済措置が終了した現在においてもなお、認定申請や訴訟を行う方が多くいらつしやるという事実は重く受けとめておりまして、先ほど来申し上げておりますように、公健法の丁寧な運用を今後とも積み重ねていくことが重要であると認識いたしております。

○田村(貴)委員 大臣、最後の結論が公健法による丁寧な審査になったら、これはだめなんです。特措法では桁違いの方が救済されているんですよ。公健法では、これはもう歴史が長いんだけれども、三千人ですよ。ですから、救済の道としては別の道を探さなくてはいいかということ、私は強く主張したいと思ひます。

もうちょっと数字のことを伺ひしますけれども、この特措法で、一時金、療養金、それぞれ救

済措置があるわけですが、対象区域が異なります。対象年齢も異なります。

対象区域を外れた人で、この特措法で認定されたい方もかなりの数に上っている伺ひしていますけれども、どのぐらいに上っておられるんでしょうか。わかりますか。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

熊本県の判定分でございますが、対象地域外の申請者の方々のうち、一時金等の支給対象となつた方は三千七十六人いらつしやまして、申請者数に対する割合は約五三%。また、療養費の支給対象となつた方は六百八十五人で、申請者に対する割合は約一二%となっております。

○田村(貴)委員 かなりの方が救済されていますよね。では何のための線引きだったのかという疑問と指摘が出てくるわけでありまして。申請者数における救済者数のパーセンテージも非常に高い。これだけの人が対象区域外におられるということなんです。特措法ではこの方たちは認められたいわけなんです。では、その前の線引きは改めるべきじゃないか。それについて、もうちょっと前進させようじゃないですか。

同様に、年齢による制限もあるわけです。救済の対象は、昭和四十四年、一九六九年十一月末日までに生まれた人が対象であります。

では、昭和四十四年、一九六九年十一月末日までには生まれた人が対象であります。特措法で救済された人以外に、十一月末を過ぎて十二月生まれの方以降で、この特措法で救済された方はおられるのか。これについてもお答えいただきたいと思います。

○梅田政府参考人 お答えいたします。

昭和四十四年十二月以降にお生まれになつた方で救済対象となつた方は六人おられます。

○田村(貴)委員 六人おられるわけですよ。熊本県で四人、鹿児島県で二人だというふうにもお伺ひをいたしております。

地域と年齢による線引きそのものが間違ひであること、それを行政そのものが認めた結果が今度の特措法の結果ではないかというふうに思ふわけ

であります。

これまで六十年以上の、被害者、患者さんの筆舌に尽くせない苦悩と闘ひがありました。国の制度で、行政の施策で救ってもらえないから裁判に手を挙げざるを得ない。そうやって、公健法ではわずか三千人です。九五年の政治的解決では約一万一千人です。それでもまだまだ救えていない。二〇〇四年に最高裁の判決があつて、これは数千人でありますけれども、水俣病と断定されました。そうしたら、やはり新しい制度をもつて救済すべきじゃないかという世論が大きくなり、特措法ができたわけでありまして。その特措法による救済でも三万八千三百二十人。

年を経るごとにどんどん大きくなっていくわけなんです。初めから救済していたらどうだったのかじゃないかと、どんどんどんどん、年月がたつにつれて手を挙げる人があえてくる。そして、この手を挙げてくる人に合わせた救済措置がつくられていかなければならないということで、二度にわたる政治的解決が行われてきたわけでありまして。それをもつてしても、私は認めてもらえない、私はもしかしたら水俣病ではないかなというところで、手を挙げる方がまだまだ続いているということでもあります。

行政による対策では救済できないから司法に救済を求めざるを得ない。六十年以上体を病んで、高齢を重ねる患者、被害者の方たちに、いつまでこういうつらい思いをさせていくのでしょうか。

大臣、救済を多くの被害者そして患者さんの方が求めておられます。ノーモア・ミナマタ第二次訴訟、今、この国家賠償の裁判の原告は、熊本県を始め全国に千五百七十七人おられます。ほかにも訴訟があります。公健法の救済を求めている未処分の方が、冒頭答弁ありましたけれども、二千百三十二人も待つておられるわけですね。

この状況を見たときに、やはり新たな救済制度をつくる必要があるんじゃないですか。認定のその基準を緩和するとか、新たな救済措置を今ま

につくらないと、患者さん、被害者の方、年を重ねるばかりです。きつい思いと体が動かなくなる、そういう状況をずっと環境省は認めていいのですか。大臣、しかとお答えいただきたいと思ひます。

○中川国務大臣 ノーモア・ミナマタ訴訟において裁判所が示した和解所見をもとに、訴訟しなかつた団体との協議も踏まえて、水俣病特措法の対象地域や出生年が定められたものでござい

ます。対象地域外の方や昭和四十四年以降に生まれた方でも、暴露の可能性が確認されれば救済の対象とするということにしたわけでありまして、これは関係県において丁寧な審査されたものというように承知いたしております。

先ほど申し上げましたように、このような水俣病特措法により多くの方が救済されたということは、水俣病対策において大きな前進であつたというように考えております。

ただ、現在も認定申請や訴訟を行う方が多くいらつしやるという事実は重く受けとめておりまして、先ほどから申し上げておりますけれども、公害健康被害補償法の丁寧な運用をこれからも積み重ねてまいりたいと考えておりますし、今後とも、関係県市と密に連携しながら、地域の医療、福祉の充実や、地域の再生、融和、振興を含め、水俣病対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○田村(貴)委員 せんだつて、水俣市に行つて、患者さん、被害者の会の方にも会つてまいりました。

昭和四十四年十一月に生まれた人は公健法で救済されました。この同級生の方がおられます。この方は十二月に生まれてゐるわけです。学校も一緒だつた、近所で一緒に育つてきた、同じように小さいころから沿岸の魚をいっぱい食べてきたというところで、十二月生まれの方は、これは認められていない。こういう状況はやはりおかしいんじゃないかというふうに思うわけでありま

めて、新たな救済制度を求めることを要求したいというふうに思ひます。

最後に、チツソ清算への認識についてお伺ひしたいと思ひます。

JNC株の上場と売却、チツソ清算は大臣の承認事項となつてゐます。そして、これまでの大臣は、今そういう状況ではないというふうに答弁されてきてゐるわけでありま

すけれども、JNCの株の上場と売却について、中川大臣の御所見はどうでしょうか。

○中川国務大臣 JNCの株式譲渡につきましては、水俣病特措法では、救済の終了及び市況の好転まで凍結をするということになつております。

しかしながら、多くの方が公健法の認定申請をされてゐることや、訴訟が提起されていることなどから、救済が終了したとはなかなか言えない状況だ

らうというふうに思つております。

○田村(貴)委員 あたう限りの救済を目指すというのならば、やはり制度もそれに合わせた、多くの方が救済できるような施策として枠組みをつくつてもらわなければ水俣病問題は終わ

りません。そのことを重ねて主張して、質問を終わります。

ありがとうございます。

○松島委員長 次に、内閣提出、気候変動適応法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。中川環境大臣。

気候変動適応法案

〔本号末尾に掲載〕

○中川国務大臣 ただいま議題となりました気候変動適応法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、高温による米や果実の品質低下、魚種の変化、大雨の頻発化に伴う水害、土砂災害、山地災害の増加、熱中症搬送者数の増加や感染症拡大

への懸念など、気候変動の影響が全国各地で起きており、更に今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

こうした気候変動に対処し、国民の生命財産を将来にわたつて守り、経済、社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の防止、軽減等を図る気候変動適応に、多様な関係者の連携、協働のもと、一丸となつて取り組むことが一層重要となつてゐます。

本法は、こうした状況を踏まえ、気候変動適応を推進するための措置を講じようとするものです。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動適応の推進のために担うべき役割を明確にします。

第二に、政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないこととします。

第三に、環境大臣は、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聞き、あらかじめ関係行政機関と協議し、気候変動による影響の評価を行わなければならないこととします。

第四に、国立研究開発法人国立環境研究所は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供や、地方公共団体等に対する技術的助言等の業務を行うこととします。

第五に、都道府県及び市町村は、地域における気候変動適応に関する計画の策定に努めるとともに、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供等を行う拠点としての機能を担う地域気候変動適応センターの体制を確保するよう努めることとします。

第六に、地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村等は、広域的な連携による

気候変動適応の推進のため、気候変動適応広域協議会を組織することができることとします。

第七に、国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たつては、防災や農業等の関連施策との連携を図るよう努めることとします。

このほか、気候変動適応に関する国際協力の推進、事業者による気候変動適応に資する事業活動の促進、事業者及び国民の関心と理解の増進等に係る規定の整備を行います。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要です。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○松島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○松島委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十四日火曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松島委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る二十日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

気候変動適応法案

気候変動適応法
目次
第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 気候変動適応計画(第七条―第十条)
第三章 気候変動適応の推進(第十一条―第十五条)

第四章 補則 第十六条―第二十条

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。)その他の気候の変動(以下「気候変動」という。)に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

2 この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

(国の責務)

第三条 国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応(以下「気候変動等」という。)に関する科学的知見の充実及びその効果的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

2 国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「事業者等」という。)

の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、その区域における事業者等活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 気候変動適応計画

(気候変動適応計画の策定)

第七条 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画(以下「気候変動適応計画」という。)を定めなければならない。

2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 気候変動適応に関する施策の基本的方向
- 三 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項
- 四 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項

五 気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)が果たすべき役割に関する事項

六 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項

七 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項

八 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項

九 気候変動適応に関する施策の推進に当たつての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項

3 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、気候変動適応計画を公表しなければならない。

(気候変動適応計画の変更)

第八条 政府は、最新の第十条第一項に規定する気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は、気候変動適応計画の変更について準用する。

(評価手法等の開発)

第九条 政府は、前条第一項の規定による検討に資するため、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。

(気候変動影響の評価)

第十条 環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる。

二 前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。

第三章 気候変動適応の推進

(研究所による気候変動適応の推進に関する業務)

第十一条 研究所は、気候変動適応計画に従つて、次の業務を行う。

- 一 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- 二 都道府県又は市町村に対する次条に規定する地域気候変動適応計画の策定又は推進に係る技術的助言その他の技術的援助
- 三 第十三条第一項に規定する地域気候変動適応センターに対する技術的助言その他の技術的援助
- 四 前三号の業務に附帯する業務

2 研究所は、国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意するとともに、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)(第十四条第二項において「調査研究等機関」という。)と連携するよう努めるものとする。

3 環境大臣は、研究所に対し、第一項各号に掲げる業務に関し必要な助言を行うことができる。

(地域気候変動適応計画)

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動

適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。

(地域気候変動適応センター)

第十三条 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(次項及び次条第一項において「地域気候変動適応センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

2 地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

(気候変動適応広域協議会)

第十四条 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(関連する施策との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、気候変動適応

に関する施策の推進に当たっては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 補則

(観測等の推進)

第十六条 国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとする。

(事業者及び国民の理解の増進)

第十七条 国は、広報活動、啓発活動その他の気候変動適応の重要性に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の推進)

第十八条 国は、気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国の援助)

第十九条 国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策並びに事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係行政機関等の協力)

第二十条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第七条の規定の例により、気候変動適応計画を定めることができる。この場合において、環境大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた気候変動適応計画は、この法律の施行の日において第七条の規定により定められたものとみなす。

3 環境大臣は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表することができる。

4 前項の規定により作成された報告書は、この法律の施行の日において第十条の規定により作成されたものとみなす。

(環境基本法の一部改正)

第三条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)」を「、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)及び気候変動適応法(平成三十年法律第 号)」に改める。

(国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正)
第四条 国立研究開発法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条に次の一項を加える。

2 研究所は、前項の業務のほか、気候変動適応法(平成三十年法律第 号)第十一条第一項に規定する業務を行う。

第十三条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

気候変動への適応を推進するため、政府による気候変動への適応に関する計画の策定、環境大臣による気候変動による影響の評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。